



このロゴマークは、JA新いわて管内の高品質な農畜産物を
星印で表し、「いいね!グットマーク」にすべての方から
「いいね」と言われるJAでありたいという思いを込めています。
星印の色は、緑の大地（緑）、豊かな稔り（黄）、輝く太陽（赤）、
青い空と澄んだ水（青）、純情で温かい人の心（ピンク）
を表しています。

新岩手農業協同組合
〒020-0667 岩手県滝沢市鶴飼向新田7-76
TEL 019-699-3311(代) FAX 019-699-3300
<https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/>



デイスクロージャー誌 2025



目次

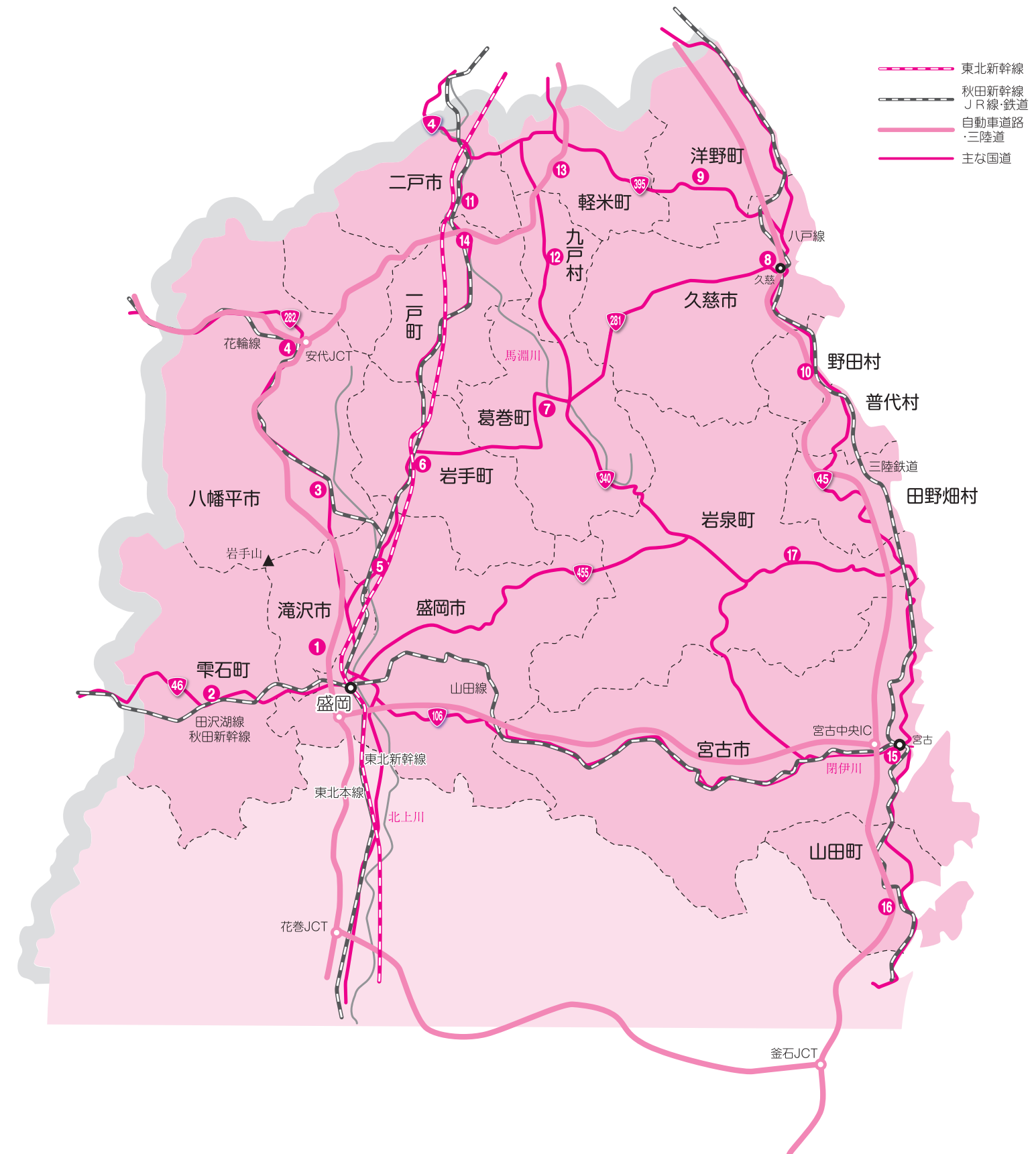
あいさつ	
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（令和6年度）	4
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報	10
7. リスク管理の状況	11
8. 自己資本の状況	19
9. 主な事業の内容	19
10. 商品・サービス一覧	22
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	30
2. 損益計算書	31
3. 注記表	32
4. 剰余金処分計算書	49
5. 部門別損益計算書	50
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
2. 利益総括表	52
3. 資金運用収支の内訳	53
4. 受取・支払利息の増減額	53
III 事業の概況	
1. 信用事業	54
(1) 貯金に関する指標	54
① 科目別貯金平均残高	54
② 定期貯金残高	54
(2) 貸出金等に関する指標	54
① 科目別貸出金平均残高	54
② 貸出金の金利条件別内訳残高	54
③ 貸出金の担保別内訳残高	55
④ 債務保証の担保別内訳残高	55
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	55
⑥ 貸出金の業種別残高	55
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	56
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示 債権区分に基づく債権の保全状況（法定）	57
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基 づく開示	58
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
⑪ 貸出金償却の額	59
(3) 内国為替取扱実績	59
(4) 有価証券に関する指標	59
① 種類別有価証券平均残高	59
② 商品有価証券種類別平均残高	59
③ 有価証券残存期間別残高	60

当組合の概要（令和7年2月末現在）

名 称／新岩手農業協同組合
本 所 所 在 地／〒020-0667
滝沢市鶴飼向新田7-76
設 立 年 月 日／平成9年3月1日
本 支 所 数／18本支所
組 合 員 数／39,702人（うち、正組合員16,147人）
出 資 金／67億86百万円
総 資 産／2,813億28百万円
自己資本比率／12.25%
役 職 員 数／役員34人（うち、理事26人、監事8人）
（令和7年6月1日現在）
職員748人（うち、正職員504人）



JA 新いわて全域地図



(5) 有価証券等の時価情報	60
① 有価証券の時価情報	60
② 金銭の信託の時価情報	61
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	61
2. 共済事業取扱実績	62
(1) 長期共済保有高	62
(2) 医療系共済の共済金額保有高	62
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	62
(4) 年金共済の年金保有高	62
(5) 短期共済新契約高	63
3. 購買事業取扱実績	63
4. 販売事業取扱実績	63
(1) 受託販売品	63
(2) 買取販売品	64
5. 指導事業	64
6. 利用事業	64
7. その他の事業	65
Ⅳ 経営諸指標	
1. 利益率	66
2. 貯貸率・貯証率	66
Ⅴ 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	67
2. 自己資本の充実度に関する事項	68
3. 信用リスクに関する事項	69
4. 信用リスク削減手法に関する事項	70
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	72
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	73
9. 金利リスクに関する事項	73
Ⅵ 連結情報	
1. グループの概況	77
(1) グループの事業系統図	77
(2) 子会社等の状況	77
(3) 連結事業概況	78
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	78
(5) 連結貸借対照表	79
(6) 連結損益計算書	80
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	81
(8) 連結注記表	82
(9) 連結剰余金計算書	100
(10) 農協法に基づく開示債権（法定）	100
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	101
2. 連結自己資本の充実の状況	101
(1) 自己資本の構成に関する事項	102
(2) 自己資本の充実度に関する事項	103
(3) 信用リスクに関する事項	104
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	105
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	106
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	106
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	106
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	106
(9) 金利リスクに関する事項	107
【財務諸表の正確性等にかかる確認】	108
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	109
2. 職員等	109
3. その他	109
【JAの概要】	
1. 機構図	110
2. 役員構成（役員一覧）	112
3. 組合員数	113
4. 組合員組織の状況	113
5. 地区一覧	113
6. 沿革・あゆみ	114
7. 店舗等のご案内	115

あいさつ

『地域農業の振興を通じ、 組合員・地域社会の 発展に寄与する』



平素よりJA新いわてをご利用いただき、心より厚くお礼申し上げます。

このたび「2025年度版ディスクロージャー誌」を発行いたしました。当JAの経営理念並びに直近の事業状況とその成果、財務状況、商品・サービスの内容などをみなさまにご紹介するものです。当JAのことをより多くの方々に、より深くご理解いただくために作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

農業・JAをめぐる情勢は、高齢化・担い手不足による生産基盤の脆弱化が進むとともに、国際情勢や為替相場の影響による肥料・飼料・燃料等の生産資材価格の高騰・高止まりの状況が続いています。

このような中、令和6年度は「第十次3か年計画」と「地域農業振興計画」（令和5～7年度）の2年度目として、運営方針に掲げた「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」「健全で持続可能なJAの経営基盤維持・強化」に向け、各事業活動及び不断の自己改革の柱として取り組んでまいりました。

しかしながら、信用事業において、市場金利上昇に伴い保有する受益証券の含み損が拡大、さらに日銀の政策金利引き上げ等将来的な回復の見込みが極めて低いと判断し解約したことにより、償還損10億58百万円を計上することとなりました。

将来的なリスクを回避し、安定した財務基盤を築くため、一時的な損失であることをご理解願います。

令和7年度は、第十次3か年計画の最終年度として、『農家組合員の所得増大およびJA経営基盤の確立・強化』に取り組めます。さらには、徹底した財務分析と将来予測をおこない、急速に変化するJAを取り巻く環境に対応し、地域農業を支え、高水準の事業機能を末永く保ち続けていくために、役職員一丸となり、将来を見据えた事業展開を図ってまいります。

また、総合事業経営の枠組みを維持しつつ、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者みなさまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めてまいります。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年6月

新岩手農業協同組合
代表理事組合長 荻谷雅行

1. 経営理念

◇ 使 命

私たちは、次のことをJAの使命として、新しい未来を創造していきます。

わがJAは、組合員とその家族をはじめ、広く地域住民や生活者に対し、営農とくらし全般におよぶ事業活動を通じて、組合員・利用者の価値を高めるとともに、地域社会（環境・文化・福祉）の発展に貢献することを使命とします。

◇ ビジョン

わがJAは、誠実な組織・事業活動を通じて、将来とも食料・農業・地域において最も信頼され、組合員をはじめとする利用者・地域住民・生活者から第一に選ばれる「地域密着型サービス事業体」になることを目指します。

◇ 役職員の行動指針

■組合員に対しての行動指針

足を運ぶ、心をつなぐ、参加・参画を呼びかけます。

■職員同士の考動指針※

パートナーシップ（協働の精神）で、新しい価値の創造に挑戦します。

※考動とは、「考えながら働く」ということを意味しています。

■社会（地域住民・生活者）に対しての行動指針

元氣よく、笑顔で、利用者はみんなメンバーです。

2. 経営方針

農業・農村・JAをめぐる情勢・課題を整理し、また、第46回JA岩手県大会決議を踏まえ、令和5年度から7年度までの第十次3か年計画の基本方針を次のとおり設定いたしました。

◆基本方針

『組合員とともに「地域農業の成長・地域活性化」で活力ある未来を創る』

第九次3か年計画で掲げた基本方針は、「地域農業の振興を通じ、組合員・地域社会の発展に寄与する」として今後ともJAの取り組むべき事項と認識しています。

また、平成21年に設定した「地域農業振興計画（平成21年～平成25年度）～日本一の産地チャレンジ運動」（販売額500億円）の趣旨を継続しつつ修正を加え、農業経営と地域の持続的な発展に向け、今後の営農振興の指針となるべき、必要かつ実効的な取り組みを「地域農業振興計画」として策定し、その実現に向けて具体的な取り組みを実践してまいります。

◆運営方針

1. 【農業】地域農業戦略の着実な実践（日本一の産地に果敢に挑む）
～日本一の産地チャレンジ運動の継続～
 - （1）担い手経営体への農業経営支援の強化
 - （2）土を軸とした持続可能な農業の確立と生産コストの低減・省力化

- (3) マーケットインに基づく生産・販売事業の強化
- (4) 第二次営農・経済事業の成長・効率化プログラムの着実な実践

2. 【地域・暮らし】総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現 ～農業を通じたSDG s への貢献～

- (1) 総合事業を通じた質の高い生活インフラサービスの提供
- (2) 地域に密着した協同活動の実践と結びつき強化
- (3) SDG s を視点とした持続可能な地域の実現
- (4) 組合員の積極的な事業利用・運営への参画と組合員組織等の活性化

3. 【組織・経営】健全で持続可能なJ Aの経営基盤維持・強化 ～不断の自己改革を支える基盤強化と人づくり～

- (1) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (2) 内部統制の確立とガバナンス強化による経営の健全性確保
- (3) 協同組合らしい人づくり
- (4) 多様化する環境に対応しうる人材育成

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、理事・総代には女性枠を設けています。女性部や青年部から推薦された「参与」が「理事会」に出席するとともに、地区ごとに組合員懇談会を開催し、組合員の各層からの意見や要望を組合運営に反映しています。

総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

◇ 全般的概況

令和6年度は、第十次3か年計画と地域農業振興計画（令和5～7年）の2年度目として、運営方針に掲げた「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」「健全で持続可能なJ Aの経営基盤維持・強化」に向けて、各事業活動並びに不断の自己改革の柱として取り組んでまいりました。

農業・J Aをめぐる情勢は、高齢化・担い手不足による生産基盤の脆弱化が進むとともに、国際情勢や為替相場の影響による肥料・飼料・燃料等の生産資材価格の高騰・高止まりが続いています。

さらに、9月の長雨や高温障害等の気象災害による農産物の収量減少や品質低下、和牛市場の価格低迷等、農業経営は依然として厳しい環境にあります。

このような中、当J Aの各事業実績について、信用事業は、市場金利上昇に伴い保有する受益証券の含み損が拡大、さらに日銀の政策金利引き上げ等将来的な回復の見込みが極めて低いと判断し解約しました。このことにより、償還損10億58百万円を計上しました。

将来的なリスクを回避し、安定した財務基盤を築くため、一時的な損失であることをご理解願います。

共済事業は、満期到来による保有高の減少、並びに新契約の伸び悩みにより事業収益が前年実績を下回りました。

購買事業は、生産資材価格の高止まりによる買い控え及び豚熱発生による影響から供給量が減少し、前年実績を大きく下回りました。

販売事業については、農畜産物販売額457億円（前年対比103.9%、17億円増）と前年を上回りました。令和6年産米は、岩手県の作況指数106の良でありました。しかし、令和6年9月に流通市場で米不足が生じ集荷業者等の競争激化にともない概算金の上乗せ等対策を講じたものの、集荷に苦戦する結果となりました。令和5年産米は、早期に全量販売され、本精算であきたこまち1等1,000円の追加払いをすることができました。一方、園芸特産品並びに生乳の販売額は、前年度を上回り畜産の販売額は家畜市場の価格低迷や豚熱の発生により計画及び前年実績を大きく下回りました。

園芸特産最重点推進品目として取り組んだピーマンは、販売額12億円を超え順調に生産拡大が図られマスコミにも大きく取り上げられました。南部地域花卉生産部会は、令和6年度岩手農林水産振興協議会会長賞『個性ある「産地づくり」賞』や第34回花の国づくり共励会「花き技術・経営コンクール」の『農林水産省農産局長賞』を受賞しました。また、八幡平花卉生産部会が生産するリンドウ「安代のはごろも」が「フラワー・オブ・ザ・イヤー・OTA2024」で特別賞に評される等、今後一層産地の確立に向けた取り組みの契機となりました。

青年部・女性部活動については、J A岩手県青年組織協議会において、J A青年の主張発表で青年部雫石支部の部員並びに手づくり看板岩手県コンクールで雫石支部が最優秀賞、組織活動実績発表会（二戸支部）やPR動画コンテスト（八幡平支部）で優秀賞をそれぞれ受賞。女性部においても家の光協会と滝沢市の協力のもと「家の光クッキングフェスタ」が1月に開催される等協力組織においても活発な活動が行われています。

また、令和6年11月開催の第47回J A岩手県大会では、「希望ある『純情産地いわて』の未来を切り拓く～協同の力で支える食と農～」をテーマとした向こう3か年の重点実施事項を決定しました。当J Aは、「第十一次3か年計画」に反映させることとなりますが、組合員の意見反映を進め、協同活動と総合事業で食と農を支え、豊かな暮らしと活力ある地域社会の実現に向けて令和8年度から自己改革工程表に具体化していくこととしています。

以上のことから、令和6年度決算は、事業総利益は50億1百万円（前年対比13億12百万円減少）、事業損失は11億29百万円（前期は事業利益2億3百万円）、税引前当期損失は10億29百万円（前期は税引前当期利益3億52百万円）となりました。

今期の様な一時的な損失への備えとして、これまで任意に積み立ててきた経営安定積立金15億円のうち8億円を取り崩すことで、当期末処分剰余金は1億88百万円となりました。

令和6年度末自己資本比率は、12.25%と法規制基準の4%以上、J Aグループ内基準の8%以上を上回る状況であり、財務の健全性に懸念はないものと認識しています。

令和7年度については、事業利益計画3億16百万円と今年度策定する次期3か年計画におきましても安定した経営基盤の確立に向けて計画を策定してまいります。

内部管理態勢の強化とコンプライアンス意識の向上に取り組んでおりましたが、全国共済農業協同組合連合会の調査において、令和6年5月にL A自らが契約者である建物更生共済契約に構造区分誤りが判明する不祥事が発生しました。

組合員の皆さまをはじめとする利用者・関係各位には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。不祥事再発防止並びにコンプライアンス意識のさらなる向上、内部管理態勢をより一層強化してまいります。

今後とも、組合員懇談会や生産部会協議会等の機会を捉え、正組合員・准組合員との対話を通じ

J A事業運営にかかる意思反映と適正な事業利用確保に努め、地域の活性化を図るとともに、総合事業体として持続可能な収益性と将来にわたる健全性確保、自己改革の着実な実践に取り組んでまいります。また、再生産可能な農業生産や食料安定供給のための適正な価格形成に向けた消費者の理解醸成の取り組みをJ Aグループ全体で進めてまいります。

結びに、当J Aの事業運営に際してご協力を賜りました組合員各位、また岩手県・関係市町村・関係機関・系統団体等から賜りましたご指導・ご支援に対しまして深甚なる感謝の意を表し、事業概況の報告とさせていただきます。

◇ 対処すべき重要な課題

当J Aを取り巻く事業・経営環境は、組合員・利用者のニーズの多様化や系統奨励措置の見直し等によりかつてないほど厳しい状況が続いています。当J Aがこのような事業・経営環境の変化に対応するためには、収益構造の改善を行い、経営基盤の安定を図る必要があると捉えており、以下の項目を対処すべき重要な課題と認識しています。

（１）農業所得の向上に向けた営農経済事業の再構築

農業所得の向上に向けて、組合員・利用者が実感できる取り組みが求められています。特に地域社会に対するJ Aが果たすべき食と農業振興への取り組みが重要であり、地域農業振興計画の実践に加えて、以下の課題に取り組んでまいります。

ア．生産量の増加と単価向上による販売事業の伸長

地域特性を活かした主要品目の生産量増大及び販売取扱量拡大を図るために、農業生産基盤の強化に努めてまいります。また、生産物集約・供給先の絞込みを行い、供給先のニーズ充足とシェア拡大により供給単価の向上と安定化に向け販売強化に取り組んでまいります。

イ．中核農家・認定農業者等担い手との対話、交流強化

中核農家・認定農業者との定期的な集まりや交流を行うなかで、J Aに対する要望やニーズを把握し、J A事業運営への反映を行ってまいります。

ウ．営農経済事業の収支均衡

「第1次営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の効果分析・見直しを行い、更なる改善を進めるため改革目標を明確にしたうえで、令和4年度から令和6年度まで「第2次営農・経済事業の成長・効率化プログラム」として取り組みました。

また、早期警戒制度をふまえて実施しているJ A収支シミュレーション（5か年）においても営農経済事業の収支均衡を図るため、令和7年度事業計画及び営農経済事業の体制強化と収支改善を目的として、次世代につなげる営農経済自己改革（通称：M i コネクト）を新たに策定し、目標達成に向け取り組んでまいります。

（２）早期警戒制度をふまえたガバナンス・内部統制の構築・運用の強化

ア．ガバナンス・内部統制の構築

当J Aの経営戦略（ビジネスモデル）を実践するため、理事会等は変化する経営環境に迅速かつ的確に経営判断（設定・修正・リスク管理）できる仕組みを構築する必要があります。

また、不祥事再発防止策・コンプライアンス行動計画を実践するなかで、依然として事務ミスや監査等で同じ指摘が繰り返されていることは、内部けん制が十分に機能していないことに起因するものと考えており、内部管理態勢の充実と強化に努めてまいります。

イ．持続可能な経営基盤確立・強化

地域農業の実態及び経営環境の変化等をふまえた収支シミュレーションに基づき、経営基盤強化に向けた施策を明確にして取り組むとともに、J Aいわてグループが設定する共通の経営・財務目標の指標を達成する必要があります。

・ストレステスト後の自己資本比率	10%以上
・不良債権比率	3 %以内
・事業管理費比率	95%以内
・信用・共済事業損益	信用・共済の各事業は、店舗別で純損益段階で収支均衡

・営農経済事業損益	生活関連事業は、共通管理費配賦後で収支均衡。 農業関連事業は、指導事業を加え共通管理費配賦前で収支均衡 今後5年後における継続的黑字確保
・コア事業純益	
・対策後シミュレーションの 5年目の事業管理費比率	95%以内

◇ 指導事業

「第十次3か年計画」で策定した運営方針に掲げる「地域農業成長戦略の着実な実践」の2年度目として各種施策に取り組みました。

担い手人材育成支援である「J A新しいわて担い手営農支援対策事業」には448名に対し18百万円弱の対策を実施しました。また、「J Aいわてグループ農業担い手サポート事業」を活用して、事業承継と労務管理の相談（3先）や各種助成措置（延べ350件、総額約5百万円）を実施しました。

農業経営管理支援事業では、組合員の経営コスト節減に向けて取り組み、記帳代行・申告支援等の実績は247件となりました。

消費者への「食の安全安心」の提供並びに持続可能な農業を展開するため、グローバルG A P 認証資格の更新（5回目）について、継続的な支援に取り組みました。

J Aのホームページに「無料職業紹介所アグリパートナー」を掲載し、担い手経営体の労働力確保対策に取り組みました（求人者延べ32件、求職者延べ31件のうち契約成立先22件）。また、労働保険事務組合による労災保険の加入促進に対する支援を行い、加入者は332名となりました。

◇ 販売事業

米穀の販売品販売高は、58億76百万円（前年対比134.4%）となりました。「売れる米づくりへの転換」に重点を置き、県オリジナル品種「銀河のしずく」への作付け転換（今年度作付実績2,018ha）と、農家所得の確保に向けJ A独自販売（今年度実績128,000袋/30kg）に取り組みました。令和5年産米の本精算で全銘柄等級平均「1,128円（税込）/30kg紙袋」を支払いました。

園芸特産の販売品販売高は、夏場の長雨による定植作業の遅れや高温の影響を受け収量減少となりましたが、出荷量は前年を上回りました。また、販売面では、全国的な出荷量の減少等から堅調な市場価格に支えられ野菜特産の販売額は107億77百万円（前年対比106.4%）となりました。野菜は、前年を上回る出荷量（前年対比101.9%）となり、販売額は73億38百万円（前年対比109.8%）となりました。花卉は、主力分目である「りんどう」で、高温乾燥条件が続いたことから食害等の発生が見られたものの、出荷量は降雪被害のあった前年を上回りました。（前年対比102.8%）販売面では、盆向けの出荷は前進傾向となり物日の品薄感もあったことから、彼岸需要期まで相場は堅調なものとなりました。一方で、その後全国的に潤沢な入荷のため相場は下げとなり、販売額は18億56百万円（前年対比99.3%）となりました。

酪農の販売品販売高は、生産者戸数が減少するなか、出荷量11万39百トン（前年対比99.7%）、販売額は148億16百万円（前年対比102.9%）となりました。

畜産の販売品販売高は、141億84百万円（前年対比94.2%）となりました。和牛子牛市場の低迷やC S F（豚熱）の発生により販売高が減少しました。

◇ 購買事業

生産資材の仕入価格は、物価高騰による高止まりの状況が続きました。こうした中、肥料・飼料価格の上げ幅を抑えた価格設定を行うとともに、生産コスト低減の取り組みとして、B B肥料大規模農家対策を行いました。また、農薬の担い手直送規格の普及拡大を図り、2,588ha（前年対比105.3%）の普及実績となりました。供給高実績は、生産資材部門140億94百万円（前年対比88.7%）、農機・自動車部門供給高は4億47百万円（前年対比89.1%）となりました。

生活資材は、L Pガスの仕入価格は、ウクライナ情勢や円安等の影響による原料・資材価格の高騰を受け、高値傾向で推移しました。こうした要因から、岩手県の支援によりL Pガス価格高騰対

策を実施しました。L P ガス供給高は 3 億64百万円（前年対比92. 2%）、ガス器具供給高は13百万円（前年対比121. 0%）となりました。

◇ 信用事業

組合員・利用者目線によるサービス提供のため、「推進」から「相談」へ活動の重点を移し、総合事業の強みを生かした金融仲介機能の発揮に向け出向く活動に取り組みました。

貯金は、米の販売価格の上昇等の影響により個人貯金が増加（前年対比101. 5%）したことから総貯金は2, 639億88百万円（前年対比100. 6%）となりました。

貸出金は、住宅ローン・マイカーローンが伸長したことで、593億37百万円（前年対比101. 9%）となりました。

預金は、1, 758億65百万円（前年対比100. 9%）となり、有価証券は、受益証券の解約により163億50百万円（前年対比76. 0%）となりました。

◇ 共済事業

契約者一人ひとりに対する近況確認・あんしんチェックの実践を通じて、組合員・利用者へ加入後のアフターフォローサービスを実施し、最良の保障・サービス提供により「契約者との長期的な関係作り」に取り組みました。

新契約については、推進総合目標2, 000万ポイントに対して1, 981万ポイントの実績となり目標を達成することができませんでした。長期共済保有高は満期到来の増加等により7, 155億円（前年対比95. 5%）となり、短期共済の新契約掛金は22億43百万円（前年対比98. 9%）となりました。共済金の支払いは、自然災害、火災、入院や死亡、自動車事故、満期共済金等支払件数19, 439件、支払い総額91億81百万円（前年対比96. 5%）となりました。

5. 農業振興活動

「第十次3か年計画」（兼地域農業振興計画）の実践〈令和5年度～令和7年度〉

◎基本方針

組合員とともに「地域農業の成長・地域活性化」で活力ある未来を創る

「日本一の産地チャレンジ（継続）」 農畜産物販売高500億円（継続）

◎運営方針

【農業】地域農業戦略の着実な実践（日本一の産地に果敢に挑む）

～日本一の産地チャレンジ運動の継続～

- （1）担い手経営体への農業経営支援の強化
個別ニーズに対応した総合事業サービス強化で、農業生産拡大と農業所得増大に取り組むとともに営農指導員の計画的育成を図ります。
- （2）土を軸とした持続可能な農業の確立と生産コストの低減・省力化
環境に配慮した農業生産活動や土づくりで持続可能な地域農業の実現と、担い手直送規格生産資材の普及・拡大でトータル生産コスト低減を図ります。
- （3）マーケットインに基づく生産・販売事業の強化
消費者ニーズを捉えた農畜産物の的確な販売や集出荷場の集約で販売ロットを拡大し販売強化を図ります。
- （4）第二次営農・経済事業の成長・効率化プログラムの着実な実践
出向く活動・態勢を強化し農業生産拡大を図るとともに営農経済事業の収益力向上と機能発揮を図ります。

【地域・暮らし】総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現

～農業を通じたSDGsへの貢献～

- （1）総合事業を通じた質の高い生活インフラサービスの提供
- （2）地域に密着した協同活動の実践と結びつき強化
- （3）SDGsを視点とした持続可能な地域の実現
- （4）組合員の積極的な事業利用・運営への参画と組合員組織等の活性化

【組織・経営】健全で持続可能なJAの経営基盤維持・強化

～不断の自己改革を支える基盤強化と人づくり～

- （1）持続可能な経営基盤の確立・強化
- （2）内部統制の確立とガバナンス強化による経営の健全性確保
- （3）協同組合らしい人づくり
- （4）多様化する環境に対応しうる人材育成



6. 地域貢献情報

◇ 地域金融機関としての役割

組合員や利用者のみなさまからお預かりした貯金の残高は2,639億88百万円となっております。また、組合員や利用者のみなさま、地方公共団体への貸出金の残高は593億37百万円となっております。地域金融機関として、地域社会の発展に貢献することを使命と考え、事業資金や個人向け融資に対応してまいりました。

貯金残高 (単位：百万円)

組 合 員	213,666
そ の 他	50,321
合 計	263,988

貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員	55,385
地 方 公 共 団 体	3,406
そ の 他	545
合 計	59,337

【主な貯金商品】
・年金定期貯金 ・年金受給者定期積金 ・子育て応援定期積金 ・JA退職者定期貯金 など

【主な融資商品】
・農業近代化資金 ・担い手強化資金 ・営農ローン、JA農機ハウスローン ・住宅ローン、マイカーローン など

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

食と農をキーワードに、くらしの活動等を通じた協同活動の活性化等により、地域農業・協同組合への理解醸成に取り組んでいます。



7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制等 [リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準などを設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針など

に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇ 法令遵守体制（コンプライアンス）

当JAは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開しています。

◎ 基本方針

- 当JAは、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当JAは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

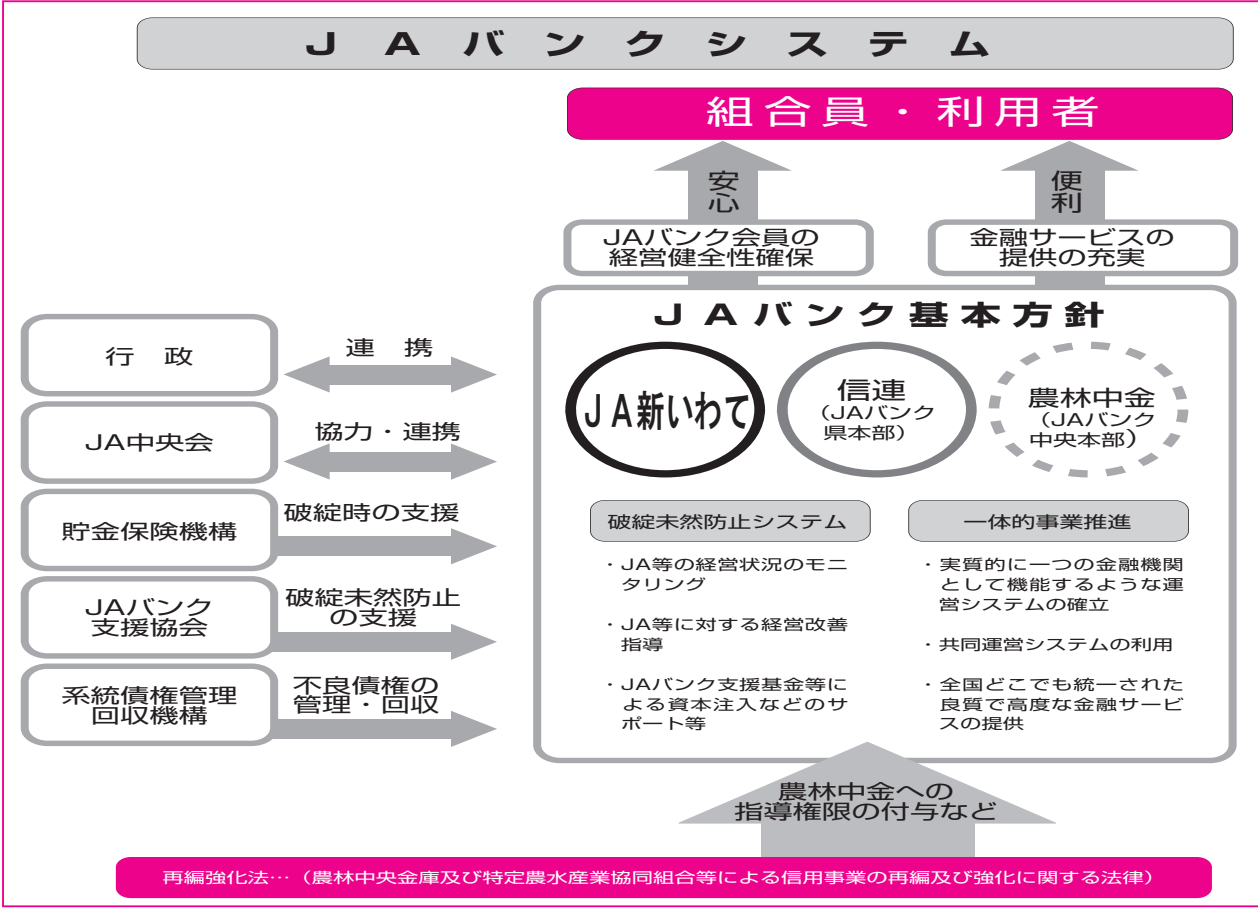
◇ 貯金者保護について

当JAの貯金は、下記の図のようなJAバンクシステムによって守られています。万全の体制で組合員・利用者みなさまにより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

組合員・利用者等みなさまから一層信頼される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組むしくみを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。

みなさまの貯金は、公的制度の「貯金保険制度」に加え、JAバンク独自の「破綻未然防止システム」により、二重に守られております。



◇ 金融商品の勧誘方針について

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者みなさまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- ① 組合員・利用者みなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
- ② 組合員・利用者みなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者みなさまの誤解を招くような説明を行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者みなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者みなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者みなさまからのご質問や照会については、適切な対応に努めます。

◇ 個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等みなさまの個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ① 関連法令等の遵守
当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
- ② 利用目的
当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
- ③ 適正取得
当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- ④ 安全管理措置
当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
- ⑤ 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当JAは、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- ⑥ 第三者提供の制限
当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当JAは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- ⑦ 機微（センシティブ）情報の取扱い
当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- ⑧ 開示・訂正・利用停止等
当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- ⑨ 苦情窓口
当JAは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- ⑩ 継続的改善
当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当ＪＡの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ① 当ＪＡは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ② 当ＪＡは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- ③ 当ＪＡは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当ＪＡ全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④ 当ＪＡは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤ 当ＪＡは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ ＪＡバンク利用者保護等管理方針

当ＪＡは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため以下の方針を遵守します。また利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- ① 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- ① 当ＪＡは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。
- ② 当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- ③ 当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- ④ 当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
- ⑤ 当ＪＡは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
- ⑥ 当ＪＡは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- ① 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③ 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- ④ 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- ⑤ 当ＪＡは、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。その際、関係する他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥ 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。
 - (1) 金融円滑化管理委員会の設置
組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融円滑化管理責任者の設置
信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 金融円滑化管理担当者の設置
各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ⑦ 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 保険募集方針

当ＪＡは適正な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定め、実施いたします。

- ① 当ＪＡは保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- ② 当ＪＡにおいては損害保険募集人資格を有した募集人が適切な保険募集を行います。
- ③ 当ＪＡは共栄火災海上保険株式会社の代理店であり、保険契約の引受および保険金の支払は共栄火災海上保険株式会社が行います。
- ④ 当ＪＡは保険契約にかかる以下のリスクについてお客様にあらかじめ説明いたします。
 1. 保険商品は共済契約ではありません。
 2. 保険商品は貯金等ではなく、農水産業協同組合貯金保険機構の保護対象外です。また、元本は保証されおらず、解約払戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
 3. 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照下さい。）
- ⑤ 当ＪＡは取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ⑥ 当ＪＡは法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ⑦ 当ＪＡは、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- ⑧ 当ＪＡは、ご契約いただいた保険契約に関して、ご契約内容に関する照会への対応、お客様からの苦情・ご相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内等への対応を適切に行います。なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、共栄火災海上保険株式会社所定のご連絡窓

口へご案内、または共栄火災海上保険株式会社と連携してご対応させていただくこともございます。
⑨お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情処理の解決を図ります。

<当JAの苦情受付窓口>

・信用事業

本所 金融部 推進企画運用課
直通電話：019-699-3336

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

・共済事業

本所 共済部 普及推進課
直通電話：019-699-3339

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）
（利用に際しては、①の窓口にお申し出ください）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

◇ 苦情・相談のご案内

JA新しいわては、お客さまの声を誠実に受け止めます。

あなたの声をお聞かせください。

JA新しいわてでは、お客さまからの苦情やご意見を大切にし、適切に対応するために、苦情相談窓口を設置しておりますので、お気軽にお申し出ください。

まずは、最寄の店舗のほか、本所内の下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

リスク管理室

直通電話 019-699-3363

受付時間 月～金（祝祭日を除く）

午前9時～12時、午後1時～5時まで



8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、12.25%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,786百万円（前年度6,927百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

◇ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などのいわゆる銀行業務を行っています。組合員のみなさまをはじめ、地域のみなさまの快適な暮らしと営農の実現を応援し、地域金融機関として地域社会の発展に貢献しています。

○ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域のみなさまや事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○ 融資業務

農業専門金融機関として、農業振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための資金融資や、地域金融機関の役割として地域のみなさまの暮らしに必

要な資金と、地方公共団体等への貸出で地域社会の発展のために貢献しています。

また、株式会社日本政策金融公庫の融資のお取次ぎも対応しております。

○ **為替業務**

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口・ＡＴＭを通して全国どここの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てを安全・確実・迅速にできるサービスを行っております。

○ **国債窓口販売業務**

国債は国が発行する最も安全性の高い債券で、償還日まで保有すれば元本と利息が保証されます。現在、当ＪＡでは「利付国債（中期利付国債・長期利付国債）」及び「個人向け国債」を取り扱っております。（国債窓口販売取扱支所：雫石支所、八幡平支所、岩手支所、久慈支所、二戸支所、宮古支所）

商 品	期 間	販売単位	販売価格	金 利	発行周期
中期利付国債	2年、5年	5万円	市場実勢に応じた価格	固定金利	毎月
長期利付国債	10年				
個人向け国債	3年	1万円	100円	固定金利	毎月
	5年			固定金利	
	10年			変動金利 （半年毎見直し）	

○ **投信窓口販売業務**

投資信託は、たくさんのご利用者さま（投資家）から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する実績分配型の金融商品です。したがって、元本および分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。（投信窓口販売取扱支所：雫石支所、八幡平支所、岩手支所、久慈支所、二戸支所、宮古支所）

商 品	申込単位	備 考
セレクトファンド25銘柄	10,000円以上、1円単位 （つみたては5,000円以上）	取扱いしているセレクトファンドは、NISA制度をご利用いただけます。

○ **iDeCo（個人型確定拠出年金）**

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金のお取り扱いをしております。詳しくは、窓口へおたずねください。

○ **サービス・その他**

当ＪＡでは、給与・年金等の自動受取り、公共料金・クレジット等の各種自動支払いなどの口座振替サービスなどをお取り扱いしています。ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスがいつでも、どこでも簡単にご利用いただける「ＪＡネットバンクサービス」をお取り扱いしています。

また、当ＪＡのキャッシュカードがあれば、全国のＪＡ・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニＡＴＭ等（セブン銀行・イーネットＡＴＭ・ローソン銀行ＡＴＭ）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。現金のお預入れについては、全国のＪＡ・ゆうちょ銀

行・コンビニＡＴＭでご利用いただけます。

それに加えて、お取引内容に応じて提携ＡＴＭのご利用手数料およびＪＡネットバンクの振込手数料が一定回数無料になるＪＡバンク優遇プログラムをご提供しております。ＪＡバンク優遇プログラムの対象となるお取引や、詳しい優遇内容につきましては窓口へおたずねください。

◇ **共済事業**

ＪＡ共済は、生命と損害に対する保障を幅広く提供し、組合員をはじめ地域のみなさまの不安を解消するお手伝いを、ライフアドバイザー（ＬＡ）とスマイルサポーターが、みなさまのくらしのパートナーとしてお役立ちできるよう、高度な専門性と十分なサービスで安心をお届けしております。

◇ **指導事業**

組合員の農業技術や経営の改善・向上、地域の総合的な農業生産力を維持・向上させるためにＪＡの職員（主に営農指導員）が行う専門的な指導や助言、相談活動のことです。安全で安心な農畜産物の生産に取り組んでおります。

◇ **購買事業**

組合員の営農に必要な、肥料、農薬、飼料、農機具・自動車の販売及び整備などの生産資材の供給を行う事業と、組合員の生活に必要な、食品や日用品、耐久消費財などの生活資材を供給する事業をあわせて購買事業といえます。
組合員をはじめ地域のみなさまの生産・生活に必要な商品を取り扱っております。

◇ **販売事業**

組合員農家が生産した農畜産物をＪＡが集荷して販売する事業のことです。農業者の所得に直結するＪＡの事業のなかで、もっとも重要な根幹の事業です。
農畜産物に対する消費者の信頼に依っていくため、生産工程管理、生産履歴記帳運動を実践し、生産段階から加工・販売にいたるまで一貫した食の安全・安心を保つ取り組みをしており、「新鮮で安全な農畜産物」を消費者へお届けしております。

◇ **広報活動**

組合員や利用者のみなさまが、ＪＡ新しいわての事業に理解と共感を持って参加していただけるよう広報誌「夢郷（ゆめごうり）」とホームページ、ＳＮＳ等による広報活動を展開しております。毎月プレゼントクイズコーナーを設け、ハガキやメールでクイズの答えとともに寄せられた声は、貴重なご意見として事業に反映させていただいております。

○ **広報誌『夢郷（ゆめごうり）』**

広報誌『夢郷（ゆめごうり）』は、組合員向けに毎月発行しております。紙面の主な内容は、タイムリーな情報を伝える「特集」や「営農・生活情報」、各地の話題を紹介するページのほか、組合員と利用者・その家族のみなさまに登場していただき紙面を通じて交流できるコーナーとなっております。

○ **ホームページ** 【 URL <https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/> 】

○ **Facebook** 【 URL <https://www.facebook.com/shiniwate/> 】

○ **Instagram** 【 URL https://instagram.com/monzla_skasyells 】

○ **YouTube** 公式チャンネル『ＪＡ新しいわて』

10. 商品・サービス一覧

◇ 貯金商品のご案内 (令和7年6月1日現在)

種 類		し く み と 特 色	
当 座 貯 金		小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。 ※当座貯金の口座開設の受付は停止しております。	
普 通 貯 金		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。	
普 通 貯 金 無 利 息 型 く 決 済 用		普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。また、貯金保険制度による全額保護の対象となります。ただし、利息はつきません。	
貯 蓄 貯 金		個人の方にご利用いただけます。基準残高は10万円とし、基準残高以上は金額階層別に4段階の金利でご利用いただけます。	
総 合 口 座		普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。	
新 総 合 口 座		総合口座と貯蓄貯金を一冊の通帳にセットした便利な口座です。	
定期貯金	期 定 日 期 指 貯 定 金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。	
	入 定 一 期 パ 貯 一 金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。	
	自 定 由 期 金 利 貯 型 金	預入金額は、1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。	
	変 定 動 期 金 貯 利 金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。	
積立型貯金	定 期 積 金	払込金額は1,000円以上からで、契約期間は6か月以上10年までご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2年以上10年未満とし、毎年、満期金額をお受け取りできる満期分散型もご利用いただけます。	
	積 立 式 定 期 貯 金	積立金額は1円以上からで、積立期間は6か月以上でご利用いただけます。満期日を定めないエンドレス型、満期を設定し満期日に一括して受け取る満期型、1年以上の一定の期間を定めて積立し20年以内の期間にわたって定期的に受け取る年金型をご利用いただけます。	
財形貯金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、お使いみちはは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。	
	財 形 住 宅 貯 金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。	
	財 形 年 金 貯 金	お勤めの方の老後の年金資産づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。	
通 知 貯 金		預入金額は5万円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。	
譲 渡 性 貯 金 (N C D)		預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年以内でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。	

◇融資商品のご案内

●農業関連向けで融資 (令和7年6月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
農 業 近 代 化 資 金	当ＪＡの組合員のみなさまおよび農業に関連のある小規模事業者の方の運転・設備資金としてご利用いただけます。	<設備資金> 事業費の100%以内 (認定農業者)	<設備資金> 15年以内 申込内容により異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		<運転資金> 必要額以内	<運転資金> 申込内容により異なります。	
担 い 手 強 化 資 金	認定農業者、農業に関連のある小規模事業者、集落営農組織の方の運転・設備資金としてご利用いただけます。	<設備資金> 事業費の100%以内	<設備資金> 25年以内 ※資金使途により異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		<運転資金> 申込内容により異なります。	<運転資金> 申込内容により異なります。	
営 農 □ ー ン	当ＪＡの組合員の営農等に必要な運転資金としてご利用いただけます。	500万円以内	1年 (自動更新)	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	当ＪＡの組合員の農業機械導入、パイプハウス建設等に必要な資金としてご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内かつ 耐用年数の範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農 機 □ ー ン	当ＪＡの組合員の農業機械導入等に必要な資金としてご利用いただけます。	500万円以内	耐用年数の範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受 託 貸 付 業 務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしております。			
制 度 資 金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金など各種制度資金をお取り扱いしております。			

●個人向けで融資 (令和7年6月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
住 宅 □ ー ン	ご本人・ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び土地・住宅・マンションの購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1億円以内	50年以内 ※うち据置 1年以内	ご融資対象の土地、建物への担保設定および農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
教 育 □ ー ン	ご子弟の入学金・授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。また、在学期間の範囲内で元金を据え置くことができます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車購入資金などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内 ※10年を超える場合は新車限定	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
多 目 的 □ ー ン	家電・家具・自動車・旅行・結婚・医療・相続など幅広くご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
カ ー ド ロ ー ン	ご融資限度額の範囲内でいくらでも、何度でもご利用いただけます。	300万円以内 (10万円単位)	1年 (自動更新)	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受 託 貸 付 業 務	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫（国の教育ローン）の各種資金の受託業務貸付けをお取り扱いしております。			

※このほかにも保証会社との提携ローンや各種の融資制度をご用意しております。詳しくは窓口へご相談ください。

●サービス機能のご案内

種 類	特 徴
J Aキャッシュサービス	当J Aのキャッシュカードがあれば全国のJ A・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・郵貯等のCD（現金自動支払機）またはATM（現金自動預入・支払機）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のJ A・信連・農林中金では、現金のお預け入れもご利用いただけます。 当J AのATMでは為替振込もご利用いただけます。また、振込カードの発行もいたしております。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがご指定いただいた貯金口座で自動的にお受け取りになることができます。振込指定日忘れのご心配ありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	各種年金、配当金などがご指定いただいた口座で自動的にお受け取りになることができます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、振込指定日忘れのご心配ありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、ご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス （ J A カ ー ド ）	ショッピングやレジャー、海外旅行まで世界・国内の加盟店でご利用になれるJ Aカードをお取り扱いしております。 また、不意に現金が必要になった場合でもキャッシングサービスがご利用できます。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定時自動送金サービス	毎月一定額を貯金口座から自動引落としのうえ、指定した受取人口座に自動振込みいたします。家賃、仕送り等のお振込みに便利です。
デビットカードサービス	当J Aが発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 口座から即座に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JAネットバンクサービス （ 個 人 ・ 法 人 ）	窓口やATMに向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・スマートフォンから、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
J A バ ン ク ア プ リ	J Aのキャッシュカードとスマートフォンがあれば利用でき、お取引口座の残高照会やお取引明細照会や、投資信託のお取引がご利用いただけます。
J Aバンクアプリプラス	J Aネットバンクサービスで提供している残高照会機能や振込・振替のほか、口座開設をはじめ、カードローンの借入・返済や入出金明細照会・契約内容照会、住所・電話番号の変更などのお手続きが、来店不要でご利用いただけるスマートフォンアプリです。
マ ル チ ペ イ メ ン ト 収 納 サ ー ビ ス （ペイジーマークのある 納 付 書 ・ 払 込 書）	J Aネットバンクをご契約済みであれば、税金などのお支払いをパソコンやスマートフォンを使ってご自身の口座から引き落とし、支払先に収めることができます。また、A T Mでも収納情報（収納機関番号等）を入力することでお支払いいただくことができます。 ※一部お取り扱いできない納付書があります。
J A 共 済 の 健 康 ・ 介 護 ほ っ と ラ イ ン	生活習慣病予防や肥満などの生活全般の健康相談、医療機関の情報提供、介護・リハビリなどのご相談をお受けいたしております。 フリーダイヤル：0120-481-536 （年中無休、24時間受付）
フ リ ー ダ イ ヤ ル 安 心 サ ー ビ ス	ご契約のお車の事故やトラブルを、フリーダイヤルで24時間・365日、受付しております。 フリーダイヤル：0120-258931

◇ 店舗外キャッシュサービスコーナー（ATM）

（令和7年6月1日現在）

市 町 村 名	設 置 場 所	ご 利 用 時 間		
		平 日	土曜日	日・祝日
滝 沢 市	滝沢市地域職業相談室	8:30～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	介護支援施設「まごころ館」	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧滝沢山麓支所	8:30～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	滝沢市役所	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
雫 石 町	介護支援施設「ほほえみ館」	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	購買店舗雫石店前	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	旧西山支所	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	Aコープ御所店前	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	雫石町役場	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
八 幡 平 市	旧西根支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧田頭支所	8:45～19:00	9:00～17:00	－
	旧西根北支所跡地	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧松尾支所	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
盛 岡 市	旧田山出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧好摩支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
葛 巻 町	小屋瀬農村センター前	9:00～19:00	9:00～17:00	－
	葛巻生産資材店舗「くずまき楽農センター」	9:00～19:00	9:00～17:00	－
久 慈 市	J Aライフセレモ久慈葬祭センター	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	十文字チキンカンパニー久慈工場	9:00～18:00	9:00～18:00	－
	久慈市役所山形総合支所	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00
洋 野 町	旧種市支所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
普 代 村	道の駅 青の国ふだい	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
二 戸 市	二戸ショッピングセンター「ニコア」	10:00～18:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	旧浄法寺支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一 戸 町	旧奥中山支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
宮 古 市	ひきめの里直売所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧川井支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
山 田 町	「びはんストア」豊間根店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
岩 泉 町	岩泉町役場小川支所前	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
田 野 畑 村	旧田野畑支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00

◇ 手数料のご案内（金額は全て10%の消費税を含めて表示しております。）

（令和7年6月1日現在）

●貯金ネットサービス取扱手数料

区 分		平 日			土曜日			祝日・日曜日
		8:00 ～8:45	8:45 ～18:00	18:00 ～21:00	8:00 ～9:00	9:00 ～14:00	14:00 ～21:00	8:00 ～21:00
出 金 ・ 振 込	自農協内（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	信連・県内ネット（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	全国ネット（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	J Fマリンバンク提携（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	業態間連携（引出・振込）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	三菱UFJ 銀行提携	引 出 振 込	110円	無 料	110円	110円		110円
			220円	110円	220円	220円	110円	220円
	ゆうちょ銀行提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
入 金	コンビニATM提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	自 農 協 内	無 料			無 料			無 料
	信 連 ・ 県 内 ネ ッ ト	無 料			無 料			無 料
	全 国 ネ ッ ト	無 料			無 料			無 料
	ゆう ち ょ 銀 行 提 携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	コ ン ビ ニ A T M 提 携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

●貯金関係手数料

種 類		料金基準	手数料額	備 考
小 切 手 帳 交 付		1冊	2,200円	
手 形 帳 交 付		1冊	3,300円	
自 己 宛 小 切 手 発 行		1通	550円	
通 帳 再 発 行		1冊	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼による再発行の場合。
証 書 再 発 行		1枚		
キャッシュカード再発行 (磁気ストライプ、IC、J Aカード・体型ローンカード等)		1枚		
口座振替 手数料 (引落料)	FD、MT等を委託者 が作成する場合	1件	55円	媒体(紙・データ)持込は 別途媒体持込手数料が 必要となります。
	上記以外の 場合	1件	110円	
媒 体 持 込 手 数 料		1媒体	5,500円	
残 高 証 明 書 発 行		都度発行	1,100円	
		定例発行	550円	
		監査法人向け	2,200円	
未利用口座管理手数料		1口座につき	1,320円	令和3年10月1日以降新規開設口座 2年間未利用かつ10,000円未満の口座
取引履歴明細書発行		1件につき	1,100円	
その他各種証明書発行		1通につき	1,100円	

●国債窓販手数料

種 類	料金基準	手数料額	備 考
国債窓販	保護預り口座管理手数料	1口座につき	無料
	各種証明書発行	1通につき	1,100円

●両替・大量硬貨入出金手数料

両替・入出金枚数	手数料額
50枚以下	無 料
51枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

- ※1 受付時に複数の両替・精査をご依頼される場合(複数の両替票)は、合計枚数を手数料額の対象とさせていただきます。
- ※2 両替・精査枚数は「お客さまのご持参枚数合計」または「お客さまの交付枚数合計」の、いずれか多い方の枚数とさせていただきます。
- ※3 両替代金を一旦ご入金後、金種を指定して払い戻される場合など、実質両替と変わらないお取引も本手数料の対象となります。

●集金手数料

訪問回数	手数料月額	備 考
月1回	2,200円	1. 日掛け、定期積金などすべての集金を対象といたします。
月2回	4,400円	
月3回	6,600円	
週1回	8,800円	
週2回	17,600円	
週3回	26,800円	2. 月4回は、週1回の手数料額を適用いたします。
週4回	35,200円	
週5回	44,000円	

●手形・小切手関連手数料(1件あたり)

種 類	手数料額	
代 金 取 立 手 数 料	電子交換	880円
	個別取立	1,100円
送 金 手 数 料 (送金小切手)	県内ＪＡあて	440円
	県外ＪＡ・他行あて	770円
そ の 他 の 諸 手 数 料	他行宛地方税 取扱料	550円
	振込・送金 組戻料	880円
	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形 店頭呈示料 (ただし、所定手数料を 超える場合には実費)	1,100円
	その他 特殊手数料	実 費

●大量硬貨取扱(現金精査)手数料

取扱枚数	手数料額
50枚以下	無 料
51枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

●届金手数料

お届け回数	手数料額	備 考
1回	2,200円	1. 同日に複数回、届金を依頼された場合は、その都度手数料を頂戴いたします。 2. 集金と届出金が同日の場合は、集金手数料のみ頂戴いたします。 3. 年金宅配サービスの手数料は、この表を適用いたします。ただし、令和2年2月29日以前のお申込みは無料といたします。 4. 金種指定または両替の場合は、別途「両替手数料」を頂戴いたします。

●融資関連手数料(1件あたり)

種 類			手数料額	備 考
住宅 ローン	取扱手数料		33,000円	固定金利・変動金利・固定金利選択型
	固定金利選択手数料		5,500円	固定金利選択型(3年、5年、10年)で当初固定期間終了後に再度「固定金利」を選択する場合の手数料。
	一部繰上返済手数料		3,300円	
	全額 繰上返済	実行から7年以内	3,300円	
		実行から7年超	無料	
リフォームローン	取扱手数料		無料	
	繰上償還手数料		3,300円	一部・全額とも住宅ローンに準ずる。
事業資金	1貸付先の貸出総額に対する		残高の1%	特約のあるものに限る。
電子契約サービス 手数料	契約金額 1,000万円以下		11,000円	融資商品にかかわらず一律
	契約金額 1,000万円以上		22,000円	
残高証明書発行	都度発行		1,100円	
	定例発行		550円	
	監査法人向け		2,200円	
その他各種証明書発行			1,100円	資格証明書、印鑑証明書を添付する場合は、実費に消費税を加算して徴収する。
担保抹消委任状再発行			1,100円	

●為替手数料(1件あたり)

種類		お支払方法	振込金額	当JAあて※1		系統金融機関あて		他金融機関あて	
				ATM管理店舗あて	他店舗あて	県内JA	県外JA		
振込手数料	ATM	キャッシュカードによる振込	3万円未満	無料	110円		440円		
			3万円以上		330円		660円		
	窓口 (電信扱・文書扱とも)		3万円未満	330円			660円		
			3万円以上	550円			880円		
	ネットバンキング		3万円未満	無料	110円		330円		
			3万円以上		220円		440円		
	ファームバンキング		3万円未満	無料	110円	330円			
			3万円以上		220円	440円			
	法人ネットバンク		振込・総合振込	3万円未満	無料	110円	330円		
			3万円以上	220円		440円			
		給与・賞与振込	3万円未満	無料		無料	110円		
		3万円以上							
JAデータ伝送サービス (ADP)		振込・総合振込	3万円未満	無料	110円	330円			
		3万円以上	220円		440円				
		給与・賞与振込	3万円未満		無料	110円			
			3万円以上						

※1 同一店舗・他店舗のご本人口座へのお振込みは無料となります。

●ネットバンクサービス手数料

種 類			料金基準	手数料額	備 考
法人ネットバンク	契約手数料		1件	無料	照会・振込サービス、データ伝送サービス併用の場合は、月額3,300円となります。
	利用手数料	照会・振込サービス	月額	1,100円	
		データ伝送サービス	月額	2,200円	
	振替手数料		1件	55円	
ファームバンキング	アンサーサービス 利用手数料	照会・振込サービス	月額	550円	照会・振込サービス、資金移動サービス併用の場合は、月額1,100円となります。
		資金移動サービス	月額	550円	
	データ伝送サービス		月額	無料	
	振替手数料		1件	55円	
データ伝送サービス (ADP)	利用手数料		月額	44,000円	
	振替手数料	☐ 座振替	個別契約による		
		☐ 座確認	個別契約による		

◇ 共済商品のご案内

J A共済では、みなさまの生涯にわたるしあわせづくりをきめ細かい保障プランで力強くサポートします。

●長期共済（共済期間が5年以上の契約）（令和7年6月1日現在）

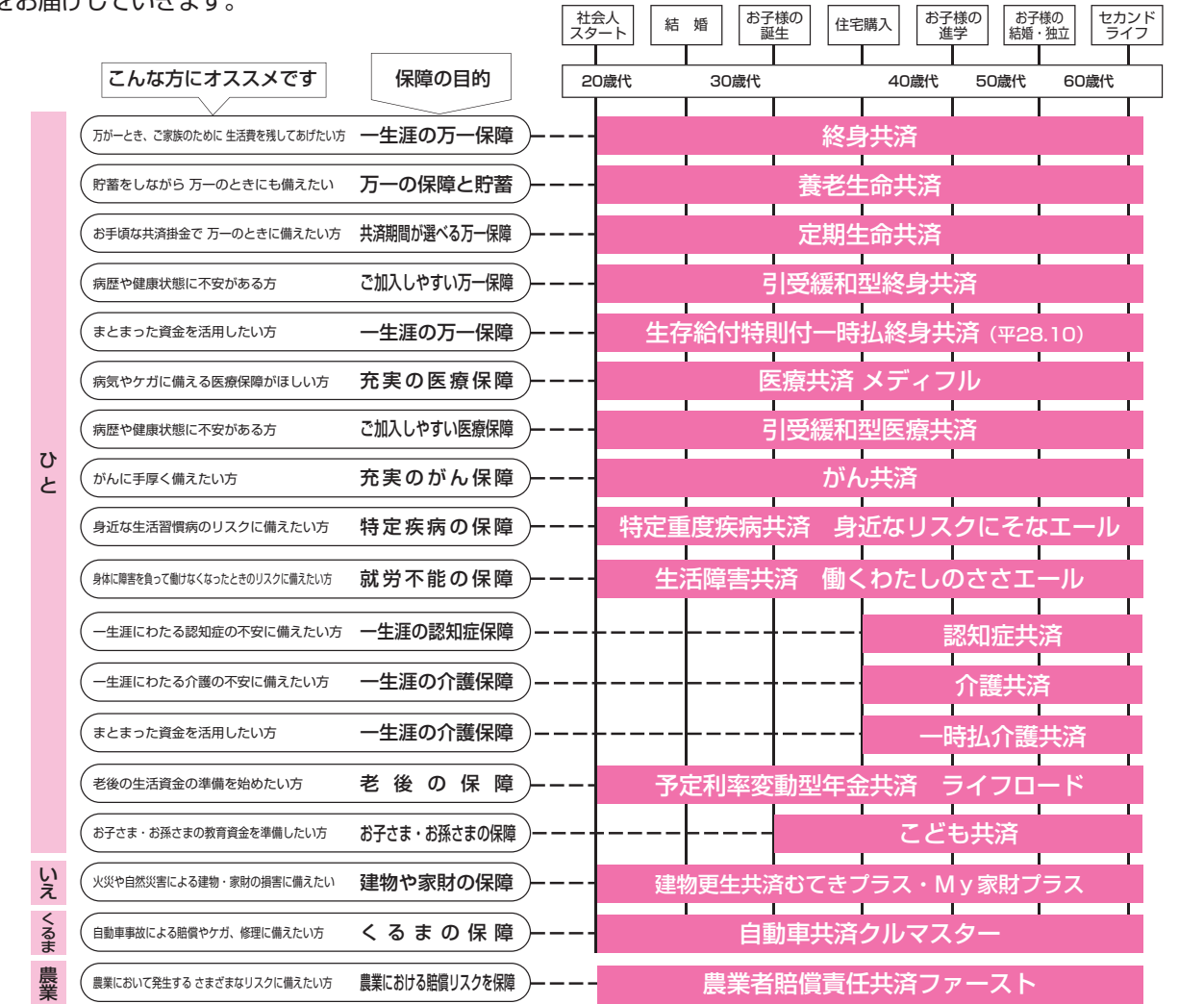
共済の種類	特 色
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
定 期 生 命 共 済	万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい万ー保障です。80歳までお申し込みいただけます。
一 時 払 終 身 共 済	万一のときはもちろん、将来の安心を増やせる一生涯の保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みいただけます。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。健康を維持した場合、健康祝金を受け取れます。＊健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合に受け取れます。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい医療保障です。日帰り入院から手術、放射線治療を一生涯保障します。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。がんによる入院・手術、放射線治療のほか抗がん剤治療・ホルモン剤治療までカバーします。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保証します。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、障害の程度や認定により収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認 知 症 共 済	一生涯の認知症保障プランです。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症障害（MCI）まで、幅広く保障します。
介 護 共 済	長生きの時代を安心して暮らしていける、一生涯の介護保障プランです。公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態を保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や農作業に起因する賠償責任への保障をお考えの方に。

●短期共済（共済期間が5年未満の契約）（令和7年6月1日現在）

共済の種類	特 色
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。

「ひと・いえ・くるまの生活総合保障」で大きくサポート

J A共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
さらに、組合員・利用者のみなさまに、より満足いただけるよう、ライフアドバイザー（L A）を中心に専門性の高い保障提供活動の実施に努めています。J A共済では、これからもみなさまの暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。



ご契約に関する重要な事項等の説明

- J A共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令にもとづき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」等をお渡しして、説明を行っています。また、ご契約内容がニーズに合致した内容であるかどうかをご確認いただくことを目的に「意向確認書」による内容確認・説明を実施しております。
- ④クーリング・オフ制度
共済期間が1年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。（法人契約、J A共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます）。
- ②告知義務
ご契約のお申込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者および被共済者は、被共済者の最近の健康状態などをありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行った場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。
- ③失効
ご契約が締結された後、第2回以後の共済掛金のお払込みがないまま所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。
- ④復活
共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活（効力をもとの状態に戻すこと）を申し込むことができます。
- ⑤共済掛金の自動振替貸付（一時的に共済掛金のご都合がつかないとき）
共済掛金のお払込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80%の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。＊自動振替貸付のない仕組みもあります。
- ⑥共済金と税金について
満期共済金・死亡共済金をお受け取りになる場合には、共済契約者（共済掛金負担者）、被共済者、共済金受取人の関係によって課税される税金の種類が変わってきます。
- ※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載されています（⑥については「重要事項説明書（注意喚起情報）」に記載していません）。
なお、各種共済にかかる詳しい内容は、お近くのJ Aの窓口までお問い合わせください。

※J A共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（旧略称 本人確認法）にもとづき、お取引に際してご本人の確認を行っています。詳しい内容は、お近くのJ Aの窓口までお問い合わせください。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年2月29日)	令和6年度 (令和7年2月28日)	科 目	令和5年度 (令和6年2月29日)	令和6年度 (令和7年2月28日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	257,751,772	255,019,952	1. 信用事業負債	265,648,868	265,167,356
(1) 現金	2,303,129	2,402,531	(1) 貯金	262,244,069	263,988,347
(2) 預金	174,149,300	175,865,521	(2) 借入金	2,618,408	303,389
系統預金	172,939,193	174,305,458	(3) その他信用事業負債	779,970	871,672
系統外預金	1,210,107	1,560,063	未払費用	27,804	60,130
(3) 有価証券	21,509,180	16,350,890	その他の負債	752,165	811,542
国債	15,149,380	16,340,890	(4) 債務保証	6,420	3,947
地方債	10,000	10,000	2. 共済事業負債	809,451	785,922
受益証券	6,349,800	—	(1) 共済資金	363,927	354,487
(4) 貸出金	58,213,682	59,337,184	(2) 未経過共済付加収入	445,524	431,434
(5) その他信用事業資産	1,930,156	1,493,822	3. 経済事業負債	3,450,202	3,022,456
未収収益	924,935	976,676	(1) 経済事業未払金	2,737,707	2,296,793
その他資産	1,005,221	517,145	(2) 経済受託債務	467,664	511,241
(6) 債務保証見返	6,420	3,947	(3) 全農預託負債	222,432	196,640
(7) 貸倒引当金	△ 360,095	△ 433,946	(4) その他の経済事業負債	22,398	17,781
2. 共済事業資産	3,121	2,478	4. 雑負債	571,201	555,589
(1) その他共済事業資産	3,121	2,478	(1) 未払法人税等	131,176	6,850
3. 経済事業資産	7,926,655	7,624,904	(2) リース債務	6,269	5,536
(1) 経済事業未収金	5,588,484	5,402,639	(3) その他の負債	433,754	543,203
(2) 経済受託債権	662,289	917,307	5. 諸引当金	1,457,762	1,340,500
(3) 棚卸資産	1,419,400	1,312,880	(1) 賞与引当金	112,433	120,853
購買品	1,292,256	1,226,253	(2) 退職給付引当金	1,345,329	1,219,647
販売品	69,576	36,033	6. 再評価に係る繰延税金負債	487,844	486,628
産直・加工在庫品	1,959	1,844			
その他の棚卸資産	55,607	48,748	負債の部合計	272,425,332	271,358,454
(4) 全農預託債権	222,432	196,640	(純 資 産 の 部)		
(5) その他経済事業資産	415,191	376,575	1. 組合員資本	12,710,726	11,706,781
(6) 貸倒引当金	△ 381,143	△ 581,137	(1) 出資金	6,927,538	6,786,097
4. 雑資産	1,022,579	1,035,368	(2) 資本準備金	911,258	911,258
5. 固定資産	7,470,841	7,802,185	(3) 利益剰余金	5,081,101	4,254,147
(1) 有形固定資産	7,403,917	7,602,422	利益準備金	2,466,003	2,526,003
建物	11,481,170	11,596,292	その他利益剰余金	2,615,097	1,728,143
機械装置	3,709,318	3,781,161	経営安定積立金	1,400,000	700,000
土地	4,475,928	4,467,526	災害復旧積立金	200,000	200,000
リース資産	129,893	129,893	税効果積立金	90,000	90,000
建設仮勘定	345	7,192	施設整備積立金	500,000	550,000
その他の有形固定資産	2,869,126	3,004,212	当期末処分剰余金	425,097	188,143
減価償却累計額	△ 15,261,865	△ 15,383,856	(うち当期剰余金)	(217,226)	(△ 793,758)
(2) 無形固定資産	66,924	199,763	(4) 処分未済持分	△ 209,171	△ 244,721
6. 外部出資	9,399,496	9,399,393	2. 評価・換算差額等	△ 1,378,601	△ 1,736,822
(1) 外部出資	9,399,496	9,399,393	(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,177,548	△ 2,535,400
系統出資	8,541,825	8,541,825	(2) 土地再評価差額金	798,947	798,578
系統外出資	726,990	726,887			
子会社等出資	130,681	130,681	純資産の部合計	11,332,125	9,969,959
7. 繰延税金資産	182,990	444,132			
資産の部合計	283,757,457	281,328,414	負債及び純資産の部合計	283,757,457	281,328,414

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	科 目	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)
1. 事業総利益	6,313,771	5,001,144	(9) 保管事業収益	217,286	205,624
事業収益	14,256,996	15,055,703	(10) 保管事業費用	74,242	65,731
事業費用	7,943,225	10,054,559	保管事業総利益	143,044	139,893
(1) 信用事業収益	1,968,178	2,082,167	(11) 加工事業収益	7,325	6,763
資金運用収益	1,747,555	1,818,436	(12) 加工事業費用	3,472	2,861
(うち預金利息)	792,221	846,267	加工事業総利益	3,852	3,902
(うち有価証券利息)	123,021	105,405	(13) 利用事業収益	1,877,317	1,822,626
(うち貸出金利息)	797,542	820,035	(14) 利用事業費用	1,090,443	1,004,166
(うちその他受入利息)	34,770	46,727	(うち貸倒引当金繰入額)		—
役務取引等収益	160,905	176,831	(うち貸倒引当金戻入益)		△ 1,764
その他事業直接収益	—	19,465	利用事業総利益	786,873	818,459
その他経常収益	59,717	67,433	(15) 農産物直売事業収益	91,525	90,826
(2) 信用事業費用	238,431	1,496,180	(16) 農産物直売事業費用	66,973	63,771
資金調達費用	23,060	143,639	農産物直売事業総利益	24,551	27,055
(うち貯金利息)	15,964	138,159	(17) 指導事業収入	39,468	36,565
(うち給付補填備金繰入)	253	212	(18) 指導事業支出	164,265	158,092
(うち借入金利息)	2,556	1,639	指導事業収支差額	△ 124,797	△ 121,526
(うちその他支払利息)	4,285	3,627	2. 事業管理費	6,109,989	6,130,976
役務取引等費用	46,060	47,506	(1) 人件費	3,766,958	3,628,825
その他事業直接費用		1,058,860	(2) 業務費	657,792	715,047
(うち国債等証券償還損)		1,058,860	(3) 諸税負担金	220,591	232,310
その他経常費用	169,310	246,174	(4) 施設費	1,443,964	1,532,469
(うち貸倒引当金繰入額)	—	74,402	(5) その他事業管理費	20,682	22,323
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 2,434	—	事業利益	203,781	△ 1,129,832
(うち貸出金償却)	419	—	3. 事業外収益	184,495	209,386
信用事業総利益	1,729,746	585,986	(1) 受取雑利息	25,590	29,730
(3) 共済事業収益	1,550,446	1,487,851	(2) 受取出資配当金	89,137	95,023
共済付加収入	1,484,846	1,414,620	(3) 賃貸料	49,002	54,382
その他の収益	65,599	73,231	(4) 償却債権取立益	582	14,598
(4) 共済事業費用	71,595	76,070	(5) 雑収入	20,181	15,651
共済推進費	52,788	50,084	4. 事業外費用	29,701	56,083
共済保全費	12,882	12,933	(1) 支払雑利息	459	413
その他の費用	5,925	13,051	(2) 寄付金	578	484
共済事業総利益	1,478,850	1,411,781	(3) 賃貸費	15,159	18,499
(5) 購買事業収益	7,694,551	8,120,329	(4) 貸倒引当金繰入額	4,881	28,210
購買品供給高	6,893,223	7,403,177	(5) 雑損失	8,623	8,476
購買手数料	586,659	510,234	経常利益	358,575	△ 976,529
修理サービス料	75,779	67,535	5. 特別利益	323,993	10,911
その他の収益	138,888	139,382	(1) 固定資産処分益	76	2,150
(6) 購買事業費用	6,345,854	6,980,815	(2) 一般補助金	320,744	4,839
購買品供給原価	5,944,890	6,568,560	(3) その他特別利益	3,172	3,921
購買品供給費	185,548	183,156	6. 特別損失	330,552	64,246
修理サービス費用	32,136	31,929	(1) 固定資産処分損	941	44,078
その他の費用	183,279	197,168	(2) 固定資産圧縮損	320,744	4,839
(うち貸倒引当金繰入額)	112,286	110,934	(3) 減損損失	127	15,131
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	(4) その他特別損失	8,739	196
購買事業総利益	1,348,696	1,139,514	税引前当期利益	352,017	△ 1,029,865
(7) 販売事業収益	1,417,947	1,677,809	法人税、住民税及び事業税	149,378	26,252
買取販売品販売高	144,266	271,881	法人税等調整額	△ 14,586	△ 262,358
販売手数料	864,011	1,004,121	法人税等合計	134,791	△ 236,106
その他の収益	409,670	401,806	当期剰余金	217,226	△ 793,758
(8) 販売事業費用	494,996	681,731	当期首繰越剰余金	147,871	181,533
買取販売品販売原価	134,628	257,234	土地再評価差額金取崩額	—	368
販売費	24,129	24,466	営農支援積立金取崩額	60,000	—
その他の費用	336,238	400,030	経営安定積立金取崩額		800,000
(うち貸倒引当金繰入額)	—	62,615	当期末処分剰余金	425,097	188,143
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 4,733	—			
販売事業総利益	922,951	996,078			

3. 注記表

令和5年度注記表	令和6年度注記表
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収	I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収

令和5年度注記表	令和6年度注記表
に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和5年度注記表	令和6年度注記表
(3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業	(3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業

令和5年度注記表	令和6年度注記表
間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への(金銭)債権を貸借対照表の経済事業資産(経済事業未収金)に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産(全農預託債権)に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債(全農預託負債)に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への(金銭)債権を貸借対照表の経済事業資産(経済事業未収金)に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産(全農預託債権)に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債(全農預託負債)に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業

令和5年度注記表	令和6年度注記表
会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。	
Ⅲ 会計上の見積りに関する注記	Ⅱ 会計上の見積りに関する注記
(1) 繰延税金資産の回収可能性	(1) 繰延税金資産の回収可能性
①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 182,990千円	①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 444,132千円
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和6年度(第28年度)事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年度(第29年度)事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
(2) 固定資産の減損	(2) 固定資産の減損
①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 127千円	①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,131千円
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度(第28年度)事業計画を基礎として算出しており、令和6年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組	②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度(第29年度)事業計画を基礎として算出しており、令和7年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組

令和5年度注記表																																																											
合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 741,239千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																																																											
Ⅳ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,010,258千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 4,754,756千円、機械及び装置 2,597,871千円、構築物ほか 1,657,630千円 2. 担保に供している資産 (単位：千円)																																																											
<table><tr><th colspan="2">担保に供している資産</th><th colspan="2">担保に係る債務</th></tr><tr><th>種 類</th><th>期末帳簿価額</th><th>内 容</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,000</td><td>滝沢市指定金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,200</td><td>滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,000</td><td>雫石町指定金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>200</td><td>雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>1,200</td><td>軽米町指定金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>10</td><td>久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>10</td><td>洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>50</td><td>九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>10</td><td>一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr></table>				担保に供している資産		担保に係る債務		種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高	定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—	定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—	定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	—	現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
担保に供している資産		担保に係る債務																																																									
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高																																																								
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—																																																								
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—																																																								
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								

令和6年度注記表																																																											
合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,015,083千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																																																											
Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,003,054千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 4,754,756千円、機械装置 2,599,048千円、構築物ほか 1,649,248千円 2. 担保に供している資産 (単位：千円)																																																											
<table><tr><th colspan="2">担保に供している資産</th><th colspan="2">担保に係る債務</th></tr><tr><th>種 類</th><th>期末帳簿価額</th><th>内 容</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,000</td><td>滝沢市指定金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,200</td><td>滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>5,000</td><td>雫石町指定金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>200</td><td>雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>10</td><td>久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>定期預金</td><td>10</td><td>洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>10</td><td>野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>10</td><td>普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>100</td><td>二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr><tr><td>現 金</td><td>50</td><td>二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金</td><td>—</td></tr></table>				担保に供している資産		担保に係る債務		種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高	定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—	定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—	定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	50	二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金	—
担保に供している資産		担保に係る債務																																																									
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高																																																								
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—																																																								
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—																																																								
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	10	野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	10	普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								
現 金	50	二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金	—																																																								

令和5年度注記表				令和6年度注記表			
担保に供している資産		担保に係る債務		担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高	種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	39,291	現 金	100	二戸市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金(当座貸越)に係る担保	—	現 金	30	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—
通知預金	2,230,000	J A岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000	現 金	20	九戸村下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
計	25,426,980		2,269,291	定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—
				定期預金	300	軽米町上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
				現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
				現 金	50	一戸町下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
				定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	40,471
				定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金（当座貸越）に係る担保	—
				計	23,197,300		40,471

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額5,559千円
子会社等に対する金銭債務の総額279,708千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額64,657千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額—

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は336,317千円、危険債権額は799,031千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額2,482千円
子会社等に対する金銭債務の総額262,268千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額54,959千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額—

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は628,140千円、危険債権額は622,287千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権

令和5年度注記表	令和6年度注記表
及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,135,348千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,250,428千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧J A新しいわて） 平成14年2月28日（旧J Aいわてくじ） 平成12年12月31日（旧J A北いわて） 平成11年3月31日（旧J Aいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額844,811千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。	6. 土地の再評価に関する法律に基づく事項 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧J A新しいわて） 平成14年2月28日（旧J Aいわてくじ） 平成12年12月31日（旧J A北いわて） 平成11年3月31日（旧J Aいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額858,147千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。
V 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 (1) 子会社等との取引による収益総額24,111千円 うち事業取引高8,922千円 うち事業取引以外の取引高15,189千円 (2) 子会社等との取引による費用総額154千円 うち事業取引高154千円 うち事業取引以外の取引高—	IV 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 (1) 子会社等との取引による収益総額24,811千円 うち事業取引高5,669千円 うち事業取引以外の取引高19,141千円 (2) 子会社等との取引による費用総額533千円 うち事業取引高533千円 うち事業取引以外の取引高—
2. 減損会計に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当J Aでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJ A	2. 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当J Aでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJ A

令和5年度注記表

全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
字部ふれあい店 関連	遊休資産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

字部ふれあい店関連	127千円（土地127千円）
合 計	127千円（土地127千円）

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.3%です。

令和6年度注記表

全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
旧一方井支所 (農薬庫)	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
山田育苗施設 関連	遊休資産	土地、建物、 構築物、機械	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯要

旧一方井支所と旧好摩支所関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。
山田育苗施設関連は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧一方井支所	329千円（土地329千円）
旧好摩支所関連	2,821千円 （土地1,027千円、建物1,793千円）
山田育苗施設関連	11,981千円 （土地11,579千円、建物232千円、 構築物75千円、機械装置93千円）
合 計	15,131千円 （土地12,936千円、建物2,026千円、 構築物75千円、機械装置93千円）

(4) 回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.2%です。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市

Ⅴ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の

令和5年度注記表		令和6年度注記表	
場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。		変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リ		(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リ	

令和５年度注記表				令和６年度注記表			
スクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,164,600千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。				スクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,141,925千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。			
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。				③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。				(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。				2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	174,149,300	174,092,082	△ 57,217	預金	175,865,521	175,516,859	△ 348,662
有価証券				有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,920	△ 80	満期保有目的の債券	10,000	9,752	△ 248
その他有価証券	21,499,180	21,499,180	—	その他有価証券	16,340,890	16,340,890	—
貸出金	58,213,682			貸出金	59,337,184		
貸倒引当金（＊１）	△ 360,095			貸倒引当金（＊１）	△ 433,946		
貸倒引当金控除後	57,853,587	58,277,362	423,775	貸倒引当金控除後	58,903,238	59,010,129	106,891
経済事業未収金	5,588,484			経済事業未収金	5,402,639		
貸倒引当金（＊２）	△ 381,143			貸倒引当金（＊２）	△ 581,137		
貸倒引当金控除後	5,207,341	5,207,341	—	貸倒引当金控除後	4,821,501	4,821,501	—

令和５年度注記表				令和６年度注記表			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
外部出資	1,616	1,616	—	外部出資	1,707	1,707	—
資産計（＊３）	258,721,025	259,087,503	366,478	資産計（＊３）	255,942,859	255,700,840	△ 242,018
貯金	262,244,069	262,131,620	△ 112,449	貯金	263,988,347	263,531,618	△ 456,728
借入金	2,618,408	2,591,671	△ 26,737	借入金	303,389	272,773	△ 30,615
経済事業未払金	2,737,707	2,737,707	—	経済事業未払金	2,296,793	2,296,793	—
負債計（＊３）	267,600,185	267,460,999	△ 139,186	負債計（＊３）	266,588,530	266,101,185	△ 487,344
(＊１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (＊２) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (＊３) 上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。				(＊１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (＊２) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (＊３) 上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。			

令和5年度注記表																																				
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,879千円 (＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。 (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th></tr><tr><td>預 金</td><td>174,149,300</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有 価 証 券</td><td>—</td><td>2,348,650</td><td>—</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>—</td><td>2,348,650</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金（＊1, 2, 3）</td><td>9,248,643</td><td>4,609,306</td><td>4,060,597</td></tr><tr><td>経済事業未収金（＊4）</td><td>4,841,309</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>188,239,252</td><td>6,957,956</td><td>4,060,597</td></tr></table>						1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	預 金	174,149,300	—	—	有 価 証 券	—	2,348,650	—	満期保有目的の債券	—	—	—	その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,348,650	—	貸出金（＊1, 2, 3）	9,248,643	4,609,306	4,060,597	経済事業未収金（＊4）	4,841,309	—	—	合 計	188,239,252	6,957,956	4,060,597
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内																																	
預 金	174,149,300	—	—																																	
有 価 証 券	—	2,348,650	—																																	
満期保有目的の債券	—	—	—																																	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,348,650	—																																	
貸出金（＊1, 2, 3）	9,248,643	4,609,306	4,060,597																																	
経済事業未収金（＊4）	4,841,309	—	—																																	
合 計	188,239,252	6,957,956	4,060,597																																	
令和6年度注記表																																				
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,685千円 (＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。 (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th></tr><tr><td>預 金</td><td>175,865,521</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有 価 証 券</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金（＊1, 2, 3）</td><td>9,164,050</td><td>4,489,148</td><td>3,965,287</td></tr><tr><td>経済事業未収金（＊4）</td><td>4,543,138</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>189,572,710</td><td>4,489,148</td><td>3,965,287</td></tr></table>						1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	預 金	175,865,521	—	—	有 価 証 券	—	—	—	満期保有目的の債券	—	—	—	その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	貸出金（＊1, 2, 3）	9,164,050	4,489,148	3,965,287	経済事業未収金（＊4）	4,543,138	—	—	合 計	189,572,710	4,489,148	3,965,287
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内																																	
預 金	175,865,521	—	—																																	
有 価 証 券	—	—	—																																	
満期保有目的の債券	—	—	—																																	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—																																	
貸出金（＊1, 2, 3）	9,164,050	4,489,148	3,965,287																																	
経済事業未収金（＊4）	4,543,138	—	—																																	
合 計	189,572,710	4,489,148	3,965,287																																	

令和5年度注記表				
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	—	—	—	
有 価 証 券	—	2,600,100	17,911,050	
満期保有目的の債券	—	10,000	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,590,100	17,911,050	
貸出金（＊1, 2, 3）	3,542,847	2,907,406	33,400,639	
経済事業未収金（＊4）	—	—	—	
合 計	3,542,847	5,507,506	51,311,689	
（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,952,110千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。				
（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394,950千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件49,291千円は、償還日が特定できないため含めていません。				
（＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等747,175千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額				
（単位：千円）				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
貯 金（＊1）	253,685,305	3,431,086	3,412,476	
借 入 金	2,284,379	37,590	26,694	
合 計	255,969,685	3,468,676	3,439,171	
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
貯 金（＊1）	745,869	657,655	311,675	
借 入 金	19,275	13,220	237,249	
合 計	765,144	670,875	548,924	
（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,920	△ 80
合 計	10,000	9,920	△ 80	

令和6年度注記表				
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	—	—	—	
有 価 証 券	10,000	—	18,800,000	
満期保有目的の債券	10,000	—	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000	
貸出金（＊1, 2, 3）	3,310,577	2,811,343	34,918,443	
経済事業未収金（＊4）	—	—	—	
合 計	3,310,577	2,811,343	53,718,443	
（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,983,928千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。				
（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等614,606千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件63,728千円は、償還日が特定できないため含めていません。				
（＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等859,500千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（5）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額				
（単位：千円）				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
貯 金（＊1）	253,414,121	3,998,590	3,408,127	
借 入 金	37,086	25,822	17,252	
合 計	253,451,207	4,024,413	3,425,379	
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
貯 金（＊1）	664,304	1,829,604	673,600	
借 入 金	10,927	11,559	200,741	
合 計	675,232	1,841,163	874,341	
（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,752	△ 248
合 計	10,000	9,752	△ 248	

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,920	△ 80
合 計		10,000	9,920	△ 80

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,752	△ 248
合 計		10,000	9,752	△ 248

令和5年度注記表

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種	類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資)	1,616	796	820
	国 債	2,116,770	2,013,658	103,111
	小 計	2,118,386	2,014,455	103,931
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	13,032,610	14,563,890	△1,531,280
	受益証券	6,349,800	7,100,000	△750,200
	小 計	19,382,410	21,663,890	△2,281,480
合 計		21,500,796	23,678,345	△2,177,548

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
受 益 証 券	777,603	—	22,396
合 計	777,603	—	22,396

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 4,346,033千円

勤務費用 192,129千円

利息費用 15,572千円

数理計算上の差異の発生額 △ 19,202千円

退職給付の支払額 △ 378,775千円

期末における退職給付債務 4,155,757千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 2,861,703千円

期待運用収益 17,170千円

数理計算上の差異の発生額 △ 700千円

特定退職共済制度への拠出金 144,749千円

退職給付の支払額 △ 261,872千円

令和6年度注記表

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種	類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資)	1,707	796	911
	国 債	308,430	301,437	6,992
	小 計	310,137	302,234	7,903
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	16,032,460	18,575,763	△2,543,303
	受益証券	—	—	—
	小 計	16,032,460	18,575,763	△2,543,303
合 計		16,342,597	18,877,998	△2,535,400

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	322,758	19,465	—
受 益 証 券	5,998,300	—	1,101,700
合 計	6,321,058	19,465	1,101,700

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 4,155,757千円

勤務費用 180,131千円

利息費用 17,388千円

数理計算上の差異の発生額 △ 112,859千円

退職給付の支払額 △ 543,449千円

期末における退職給付債務 3,696,968千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 2,761,050千円

期待運用収益 16,566千円

数理計算上の差異の発生額 △ 4,893千円

特定退職共済制度への拠出金 140,427千円

退職給付の支払額 △ 367,060千円

令和5年度注記表	令和6年度注記表
期末における年金資産 2,761,050千円 (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 4,155,757千円 特定退職共済制度 △ 2,761,050千円 未積立退職給付債務 1,394,707千円 未認識数理計算上の差異 △ 49,378千円 貸借対照表計上額純額 1,345,329千円 退職給付引当金 1,345,329千円 (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 192,129千円 利息費用 15,572千円 期待運用収益 △ 17,170千円 数理計算上の差異の費用処理額 △ 5,854千円 合計 184,677千円 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 債券 62.9 % 現金及び預金 6.2 % 退職共済年金預け金 27.1 % その他 3.8 % 合計 100.0 % (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.0 % 長期期待運用収益率 0.6 % 数理計算上の差異の処理年数 10 年 2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金49,794千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、471,465千円となっています。 IX 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 未払事業税 7,464千円 賞与引当金 35,957千円 貸倒引当金有税分 170,396千円	期末における年金資産 2,546,089千円 (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 退職給付債務 3,696,968千円 特定退職共済制度 △ 2,546,089千円 未積立退職給付債務 1,150,879千円 未認識数理計算上の差異 68,767千円 貸借対照表計上額純額 1,219,647千円 退職給付引当金 1,219,647千円 (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 180,131千円 利息費用 17,388千円 期待運用収益 △ 16,566千円 数理計算上の差異の費用処理額 10,180千円 合計 191,133千円 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 債券 64.3 % 現金及び預金 5.3 % 退職共済年金預け金 28.8 % その他 1.6 % 合計 100.0 % (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 1.6 % 長期期待運用収益率 0.7 % 数理計算上の差異の処理年数 10 年 2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金48,782千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、405,964千円となっています。 VIII 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 277,108千円 賞与引当金 38,622千円 貸倒引当金有税分 235,154千円

令和5年度注記表		令和6年度注記表	
貸付金未収利息未計上	1,695千円	貸付金未収利息未計上	1,922千円
退職給付引当金	371,310千円	退職給付引当金	336,622千円
減価償却有税分	152,296千円	減価償却有税分	144,885千円
土地減損	84,454千円	土地減損	86,773千円
外部出資	1,181千円	外部出資	1,181千円
定期貯金（睡眠口座）	322千円	定期貯金（睡眠口座）	246千円
貸倒損失否認	5,789千円	貸倒損失否認	2,025千円
その他有価証券評価差額金	601,003千円	その他有価証券差額金	699,770千円
前払費用	5,861千円	前払費用	6,088千円
その他	1,483千円	その他	691千円
繰延税金資産小計	1,439,217千円	繰延税金資産小計	1,831,093千円
評価性引当額	△ 1,256,226千円	評価性引当額	1,386,961千円
繰延税金資産合計	182,990千円	繰延税金資産合計	444,132千円
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因		2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因	
法定実効税率（調整）	27.60 %	当期は税引前当期損失のため注記を省略しています。	
交際費の損金不算入額	1.15 %	3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額	
受取配当金の損金不算入額	△ 3.46 %	「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。	
住民税均等割額	8.34 %	なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,124千円増加します。また、再評価に係る繰延税金負債は12,342千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。	
評価性引当額の増減	5.04 %		
その他	△ 0.38 %		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.29 %		
X 収益認識に関する注記		IX 収益認識に関する注記	
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。		「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	
XI 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記		X 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記	
当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。		当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	

4. 剰余金処分計算書				
(単位：円)				
項 目	第27年度（令和6年2月29日）		第28年度（令和7年2月28日）	
1. 当期末処分剰余金		425,097,411		188,143,778
2. 剰余金処分別		243,563,598		
(1) 利益準備金	60,000,000			
(2) 任意積立金	150,000,000			
経営安定積立金	100,000,000			
施設整備積立金	50,000,000			
(3) 出資配当金	33,563,598			
3. 次期繰越剰余金		181,533,813		188,143,778
注記事項	〔注〕 1 出資配当金は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資および新規加入については、目割り計算とします。なお、出資配当については、20.42%の源泉徴収後の金額を出資予約預り金に入金し、残高が出資一口（1,000円）に達した場合は出資金へ振替させていただきます。			
	〔注〕 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 ①経営安定積立金 ＜積立目的＞ 組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたいリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 2,000,000千円 ＜取崩基準＞ 目標額に達しない場合があっても、上記目的に照らして必要な額を理事会の決議により、取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 1,400,000千円 ②災害復旧積立金 ＜積立目的＞ 災害や事故等が発生した場合のリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 200,000千円 ＜取崩基準＞ 災害や事故等により、復旧・復興のために要した費用・損失のほか、被災農家への支援対策費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 200,000千円 ③税効果積立金 ＜積立目的＞ 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更により、繰延税金資産の取り崩しに伴う財源の支出に充てるため。 ＜積立目標額＞ 繰延税金負債との相殺前繰延税金資産の額 ＜取崩基準＞ 積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。 ＜現在残高＞ 90,000千円 ④施設整備積立金 ＜積立目的＞ 施設整備にかかる多額の取得費や解体撤去費用等の損失処理に充てるため。 ＜積立目標額＞ 1,000,000千円 ＜取崩基準＞ 施設の老朽化及び施設の集約等により、施設の整備取得を行う際に生じる施設取得費及び解体撤去費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 500,000千円 〔注〕 3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。			

5. 部門別損益計算書

第27年度 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで 部門別損益計算書 (単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	25,804,205	1,968,178	1,550,446	20,831,388	1,383,844	70,348	
事業費用②	19,413,909	238,432	71,596	17,961,443	1,036,062	106,377	
事業総利益(①-②)③	6,390,296	1,729,747	1,478,851	2,869,945	347,782	△36,029	
事業管理費④	6,186,514	1,421,068	1,031,765	2,759,447	312,215	662,018	
(うち減価償却費)⑤	(369,929)	(61,629)	(30,395)	(241,668)	(19,644)	(16,593)	
(うち人件費)	(3,766,958)	(802,692)	(796,573)	(1,491,017)	(216,101)	(460,576)	
※うち共通管理費⑥		267,687	253,804	362,810	48,108	127,806	△1,060,216
(うち減価償却費)⑦		(21,180)	(19,707)	(30,092)	(2,947)	(10,087)	(△84,013)
(うち人件費)		(113,263)	(108,008)	(161,001)	(22,985)	(55,438)	(△460,696)
事業利益(③-④)⑧	203,781	308,679	447,085	110,498	35,567	△698,047	
事業外収益⑨	184,495	20,692	58,938	64,167	32,383	8,316	
※うち共通分⑩		6,446	6,057	5,903	469	2,636	(△21,511)
事業外費用⑪	29,701	4,486	4,379	3,611	15,523	1,703	
※うち共通分⑫		4,293	4,363	2,850	404	1,693	(△13,602)
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	358,575	324,886	501,644	171,053	52,427	△691,434	
特別利益⑭	323,993	68,610	65,143	133,000	18,896	38,345	
※うち共通分⑮		68,610	65,143	132,377	18,896	38,345	(△323,370)
特別損失⑯	330,552	69,314	65,862	138,157	18,981	38,238	
※うち共通分⑰		68,409	64,957	132,024	18,845	38,238	(△322,473)
税引前当期利益(⑬+⑭-⑯)⑱	352,017	324,182	500,925	165,896	52,342	△691,328	
営農指導事業分配賦額⑲		78,136	74,290	498,535	40,367	△691,328	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	352,017	246,046	426,636	△332,638	11,975		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

- (注)
1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等
正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。
- (2) 営農指導事業
農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。
2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	24%	34%	5%	12%	100%
営農指導事業	11%	11%	72%	6%		100%

第28年度 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで 部門別損益計算書 (単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	23,774,328	2,082,167	1,487,852	18,816,593	1,299,311	88,406	
事業費用②	18,696,829	1,496,180	76,071	16,021,333	983,008	120,237	
事業総利益(①-②)③	5,077,499	585,987	1,411,781	2,795,260	316,303	△31,832	
事業管理費④	6,207,331	1,440,293	999,043	2,852,291	298,815	616,889	
(うち減価償却費)⑤	(428,537)	(103,432)	(32,303)	(257,010)	(18,154)	(17,638)	
(うち人件費)	(3,628,826)	(757,034)	(755,913)	(1,501,718)	(201,329)	(412,832)	
※うち共通管理費⑥		277,626	264,222	405,868	49,510	128,038	△1,125,264
(うち減価償却費)⑦		(23,053)	(21,944)	(35,141)	(3,523)	(10,698)	(△94,360)
(うち人件費)		(111,355)	(105,913)	(168,547)	(21,857)	(52,239)	(△459,911)
事業利益(③-④)⑧	△1,129,832	△854,306	412,738	△57,031	17,487	△648,721	
事業外収益⑨	209,386	34,423	59,031	73,523	37,110	5,300	
※うち共通分⑩		6,423	6,184	3,405	178	2,207	(△18,396)
事業外費用⑪	56,084	15,086	13,462	4,034	19,328	4,173	
※うち共通分⑫		13,504	13,446	2,203	281	4,173	(△33,607)
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	△976,530	△834,969	458,307	12,458	35,269	△647,595	
特別利益⑭	10,912	2,260	2,094	5,391	275	892	
※うち共通分⑮		2,260	2,094	2,117	275	892	(△7,638)
特別損失⑯	64,247	22,638	18,484	14,899	1,163	7,063	
※うち共通分⑰		22,638	18,484	8,966	1,163	7,063	(△58,314)
税引前当期利益(⑬+⑭-⑯)⑱	△1,029,865	△855,347	441,917	2,950	34,380	△653,766	
営農指導事業分配賦額⑲		87,771	82,865	443,052	40,078	△653,766	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	△1,029,865	△943,118	359,051	△440,101	△5,698		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

- (注)
1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等
正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。
- (2) 営農指導事業
農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。
2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	23%	36%	4%	11%	100%
営農指導事業	13%	13%	68%	6%		100%

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	22,989	24,360	14,345	25,804	23,774
信用事業収益	2,036	1,965	1,966	1,968	2,082
共済事業収益	1,807	1,802	1,720	1,550	1,487
農業関連事業収益	17,675	19,092	20,406	20,831	18,816
生活その他事業収益	1,365	1,408	1,397	1,383	1,299
営農指導事業収益	104	91	40	70	88
経常利益	563	467	362	358	△ 976
当期剰余金	424	283	282	217	0
出 資 金 （ 出 資 口 数 ）	7,364 (7,364,440)	7,246 (7,246,464)	7,084 (7,084,011)	6,927 (6,927,538)	6,786 (6,786,097)
純 資 産 額	13,563	13,399	11,658	11,332	9,969
総 資 産 額	277,830	282,068	282,333	283,757	281,328
貯 金 等 残 高	253,894	257,883	260,306	262,244	263,988
貸 出 金 残 高	51,009	53,330	56,175	58,213	59,337
有 価 証 券 残 高	16,815	22,865	22,651	21,509	16,350
剰余金配当金額	70	69	35	33	—
出 資 配 当 額	70	69	35	33	—
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職 員 数	880	867	837	797	748
単体自己資本比率	12.03	12.07	12.05	13.28	12.25

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	1,724	1,674	△ 50
役務取引等収支	114	129	15
その他信用事業収支	△ 101	△ 170	△ 69
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	1,737 (0.6)	594 (0.2)	△ 1,143 (△ 0.4)
事業粗利益 （事業粗利益率）	6,423 (2.2)	5,270 (1.8)	△ 1,153 (△ 0.4)
事業純益	223	△ 1,000	△ 777
実質事業純益	313	△ 860	△ 547
コア事業純益	313	△ 879	△ 547
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	313	△ 879	△ 547

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	260,649	1,712	0.66	260,492	1,771	0.68
うち預金	178,500	792	0.44	177,831	846	0.48
うち有価証券	24,365	123	0.50	23,436	105	0.45
うち貸出金	57,783	797	1.38	59,224	820	1.38
資金調達勘定	269,042	18	0.01	269,666	140	0.05
うち貯金・定期積金	266,403	16	0.01	268,268	138	0.05
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,639	2	0.10	1,397	1	0.12
総資金利ざや	—	—	0.22	—	—	0.20

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目		令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息		△ 28	59
	うち預金	△ 1	54
	うち有価証券	△ 39	△ 17
	うち貸出金	12	22
支 払 利 息		△ 1	121
	うち貯金・定期積金	—	122
	うち譲渡性貯金	—	—
	うち借入金	△ 1	△ 1
差 し 引 き		△ 27	△ 62

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	150,314 (56.1)	155,277 (57.5)	4,963
定 期 性 貯 金	117,138 (43.7)	114,309 (42.3)	△ 2,828
そ の 他 の 貯 金	136 (0.0)	139 (0.0)	2
計	267,589 (100.0)	269,727 (100.0)	2,137
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	－ (－)	－
合 計	267,589 (100.0)	269,727 (100.0)	2,137

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	109,018 (97.8)	111,946 (97.9)	△ 2,634
うち 固 定 金 利 定 期	109,016 (99.9)	111,944 (99.9)	△ 2,634
うち 変 動 金 利 定 期	2 (0.0)	2 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	87	110	22
証 書 貸 付	53,715	54,957	1,241
当 座 貸 越	3,925	4,118	193
割 引 手 形	－	－	－
合 計	57,729	59,186	1,457

② 貸出金の金利条件別内訳残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	21,933 (37.6)	21,128 (35.6)	△ 2,024
変 動 金 利 貸 出	32,013 (54.9)	33,621 (56.8)	3,287
そ の 他	4,266 (7.3)	4,436 (7.4)	194
合 計	58,213 (100.0)	59,186 (100.0)	1,457

(注) 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないものです。
() 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	684	595	△ 88
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	235	191	△ 43
そ の 他 担 保 物	101	79	△ 21
小 計	1,021	867	△ 153
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	22,772	23,823	1,050
そ の 他 保 証	27,217	28,353	1,136
小 計	49,989	52,176	2,186
信 用	7,202	6,293	△ 909
合 計	58,213	59,337	1,123

④ 債務保証の担保別内訳残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	－	－	－
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	6	3	△ 3
小 計	6	3	△ 3
信 用	－	－	－
合 計	6	3	△ 3

⑤ 貸出金の使途別内訳残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	45,397 (77.7)	46,558 (78.4)	1,161
運 転 資 金	12,816 (21.8)	12,778 (21.5)	△ 37
合 計	58,213 (100.0)	59,337 (100.0)	1,123

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高 (単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	14,740 (25.3)	14,596 (24.5)	△ 144
林 業	371 (0.6)	455 (0.7)	83
水 産 業	700 (1.2)	711 (1.1)	11
製 造 業	3,942 (6.7)	3,986 (6.7)	43
鉱 業	150 (0.2)	185 (0.3)	35
建 設 ・ 不 動 産 業	5,314 (9.1)	5,410 (9.0)	96
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	482 (0.8)	548 (0.9)	65
運 輸 ・ 通 信 業	1,351 (2.3)	1,510 (2.5)	159
金 融 ・ 保 険 業	373 (0.6)	345 (0.5)	△ 27
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	12,394 (21.2)	12,844 (21.6)	450
地 方 公 共 団 体	3,826 (6.5)	3,406 (5.7)	△ 420
非 営 利 法 人	－	－	－
そ の 他	14,562 (25.0)	15,334 (25.8)	771
合 計	58,213 (100.0)	59,337 (100.0)	1,123

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	10,882	10,800	△ 81
穀 作	2,100	2,078	△ 22
野 菜 ・ 園 芸	1,898	1,959	60
果 樹 ・ 樹 園 農 業	149	113	△ 35
工 芸 作 物	293	252	△ 40
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	3,583	3,467	△ 115
養 鶏 ・ 養 卵	144	309	165
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	2,713	2,619	△ 93
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	10,882	10,800	△ 81

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。
- なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別〔貸出金〕 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	6,155	5,910	△ 245
農 業 制 度 資 金	4,726	4,890	163
農 業 近 代 化 資 金	2,178	2,202	24
そ の 他 制 度 資 金	2,548	2,687	139
合 計	10,882	10,800	△ 81

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	336	87	127	120	336
	6年度	628	119	273	235	628
危 険 債 権	5年度	799	105	518	157	780
	6年度	622	43	494	71	609
要 管 理 債 権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	5年度	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	5年度	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小 計	5年度	1,135	192	646	278	1,117
	6年度	1,250	163	767	306	1,237
正 常 債 権	5年度	57,129				
	6年度	58,201				
合 計	5年度	58,265				
	6年度	59,451				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示

債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

＜自己査定債務者区分＞			＜リスク管理債権＞			
対象債権	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
	貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権	
	破綻先			破産更生債権及びこれらに 準ずる債権		
	実質破綻先					
	破綻懸念先			危険債権		
	要注意先	要管理先		3か月以上延滞債権		
その他要注意先		貸出条件緩和債権				
正常先			正常債権			

- 破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している 債務者
- 実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている 債務者
- 破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる 債務者
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である 債務者
 - i 3か月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
 - ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する 債務者
- 正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる 債務者

- (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- (ii) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）
- (iii) 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- (iv) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）
- (v) 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	176	90	－	176	90	90	140	－	90	140
個 別 貸 倒 引 当 金	449	651	1	448	651	651	874	0	650	874
合 計	625	741	1	624	741	741	1,015	0	740	1,015

⑪ 貸出金償却の額 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

(3) 内国為替取扱実績 (単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	231	504	257	517
	金 額	124,903	143,128	128,356	145,077
代 金 取 立 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	3	58	8
雑 為 替	件 数	3	2	3	2
	金 額	1,073	845	999	530
計	件 数	234	506	261	519
	金 額	125,977	143,978	129,414	145,617

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	16,583	17,708	1,125
地 方 債	6	10	4
政 府 保 証 債	－	－	－
金 融 債	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－
社 債	－	－	－
株 式	－	－	－
受 益 証 券	7,900	6,096	△ 1,804
そ の 他 の 証 券	－	－	－
合 計	24,489	23,815	△ 674

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 (単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
令和5年度								
国 債	－	－	－	－	1,000	15,500	－	16,500
地 方 債	－	－	10	－	－	－	－	10
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
受 益 証 券	800	2,500	3,000	1,100	500	－	－	7,900
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度								
国 債	－	－	－	－	1,300	17,500	－	18,800
地 方 債	－	－	10	－	－	－	－	10
政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
受 益 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

(5) 有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券] (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

[満期保有目的の債券] (単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	－	－	－	－	－	－

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	9	10	－	10	9	0
	政 府 保 証 債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	9	10	－	10	9	0
合 計		9	10	－	10	9	0

[その他有価証券] (単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	2,116	2,013	103	308	301	6
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	2,116	2,013	103	308	301	6
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えないもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	13,032	14,563	△ 1,531	16,032	18,575	△ 2,543
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	6,349	7,100	△ 750	－	－	－
	小 計	19,382	21,663	△ 2,281	16,032	18,575	△ 2,543
合 計		21,499	23,677	△ 2,178	16,340	18,877	△ 2,536

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高 (単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終身共済	25,439	191,077,079	25,031	180,161,326
	定期生命共済	320	3,125,200	348	3,420,250
	養老生命共済	12,249	77,043,505	10,961	67,231,186
	うちこども共済	6,300	23,554,392	5,916	21,156,489
	医療共済	20,753	4,309,600	20,516	3,924,000
	がん共済	2,218	556,000	2,207	539,500
	定期医療共済	1,059	4,331,900	986	4,090,600
	介護共済	2,280	2,307,068	2,323	2,480,041
	認知症共済	539		520	
	生活障害共済	593		586	
建物更生共済	特定重度疾病共済	1,407		1,421	
	年金共済	7,662	388,500	7,370	360,500
合 計		110,128	748,966,455	106,886	715,521,168

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済		20,753	90,897	20,516	84,511
がん共済		2,218	14,496	2,207	14,326
定期医療共済		1,059	5,293	986	4,931
合 計		24,030	110,686	23,709	103,769

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済		2,280	5,600,421	2,323	5,756,291
認知症共済		539	600,800	520	585,100
生活障害共済(一時金型)		464	1,101,400	445	1,071,100
生活障害共済(定期年金型)		129	172,600	141	189,700
特定重度疾病共済		1,407	1,828,700	1,421	1,836,900

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前		4,951	2,394,165	4,686	2,241,436
年金開始後		2,711	1,247,637	2,684	1,229,129
合 計		7,662	3,641,802	7,370	3,470,565

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高 (単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	4,387	49,148,160	72,227	4,439	50,061,440	73,291
自動車共済	45,142		1,910,576	44,917		1,894,051
傷害共済	47,043	200,995,100	15,565	49,418	212,772,000	14,257
定額定期生命共済	5	16,000	123	5	16,000	123
賠償責任共済	664		1,947	653		2,268
自賠責共済	16,065		266,938	15,654		259,208
合 計	113,306		2,267,379	115,086		2,243,200

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		供 給 高	供 給 高
生産資材	肥料	2,356,454	2,036,532
	飼料	10,059,118	8,744,947
	農薬	1,062,680	1,060,096
	その他	2,406,656	2,253,207
小 計		15,884,908	14,094,787
生活資材	食料	79,541	73,657
	食料品	124,273	130,955
	その他	182,519	176,179
	小 計	386,333	380,794
農機車両	農業機械	313,167	290,118
	自動車	188,793	157,172
	小 計	501,961	447,291
燃料	石油類	44,804	46,740
	LPGガス	415,779	364,689
	小 計	460,584	411,430
家畜購買		759,627	427,503
合 計		17,993,415	15,761,806

注) 当期供給高・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品 (単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		販 売 高	販 売 高
米		4,240,500	5,616,627
麦		60,368	56,588
豆・雑穀		58,642	58,253
野菜		6,684,343	7,338,056
果実		399,165	465,790
花き・花木		1,869,399	1,856,496
畜産物		15,045,480	14,184,662
生乳		14,398,822	14,816,700
林産物		1,173,994	1,116,729
合 計		43,930,715	45,509,913

注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(2) 買取販売品 (単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販 売 高	販 売 高
米	131,575	260,253
麦	—	—
豆 ・ 雑 穀	12,690	11,627
野 菜	—	—
果 実	—	—
花 き ・ 花 木	—	—
畜 産 物	—	—
林 産 物	—	—
合 計	144,266	271,881

注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

		令和5年度	令和6年度
収 入	賦 課 金	32,152	30,842
	補 助 金	7,316	5,723
	計	39,468	36,565
支 出	営 農 改 善 費	70,531	76,322
	生 活 文 化 費	595	527
	教 育 情 報 費	2,775	113
	組 織 育 成 費	58,249	49,772
	健 康 管 理 活 動 費	3,575	3,683
	生 活 組 織 育 成 費	7,895	8,396
	組 織 広 報 費	18,136	16,250
出	指 導 部 門 労 務 費	2,506	3,027
	計	164,265	158,092
	収 支	△ 124,797	△ 121,526

6. 利用事業

		令和5年度	令和6年度
ライスセンター	収 益	138,501	152,348
	費 用	33,417	34,014
	差 引	105,083	118,334
カントリーエレベーター	収 益	72,443	65,943
	費 用	14,440	15,754
	差 引	58,003	50,188
水稻育苗センター	収 益	130,379	128,568
	費 用	84,760	93,157
	差 引	45,619	35,411
種子センター	収 益	30,302	30,563
	費 用	6,720	7,753
	差 引	23,582	22,810
野菜集出荷施設	収 益	317,048	274,398
	費 用	154,465	112,290
	差 引	162,583	162,108
選果・乾燥施設	収 益	135,897	150,931
	費 用	119,124	114,935
	差 引	16,773	35,996

		令和5年度	令和6年度
家畜診療	収 益	24,716	22,811
	費 用	7,013	5,925
	差 引	17,703	16,885
人工授精・登録	収 益	368,197	335,008
	費 用	257,217	220,172
	差 引	110,979	114,835
乳用牛群改良検定	収 益	36,523	31,334
	費 用	37,352	39,946
	差 引	△ 828	△ 8,612
酪農ヘルパー住宅	収 益	1,889	1,826
	費 用	—	—
	差 引	1,889	1,826
アグリリサイクルセンター	収 益	26,617	25,659
	費 用	16,203	3,920
	差 引	10,413	21,738
牧草草地	収 益	156,807	152,218
	費 用	110,272	96,694
	差 引	46,534	55,524
集乳・送乳	収 益	233,104	228,290
	費 用	81,230	82,909
	差 引	151,873	145,381
堆肥センター	収 益	875	708
	費 用	123	90
	差 引	751	617
農業機械	収 益	279	212
	費 用	—	—
	差 引	279	212
繁殖・育成センター	収 益	58,275	68,940
	費 用	38,743	51,736
	差 引	19,532	17,204
安代畜産事業	収 益	819	3,684
	費 用	3,517	4,115
	差 引	△ 2,698	△ 431
雑穀精選事業	収 益	926	810
	費 用	479	430
	差 引	447	379
野菜育苗センター	収 益	110,779	112,278
	費 用	90,827	88,954
	差 引	19,951	23,324
その他利用事業	収 益	32,930	36,088
	費 用	34,532	31,363
	差 引	△ 1,601	4,724
利用事業合計	収 益	1,877,317	1,822,626
	費 用	1,090,443	1,004,166
	差 引	786,873	818,459

7. その他の事業

		令和5年度	令和6年度
保管事業	収 益	217,286	205,624
	費 用	74,242	65,731
	差 引	143,044	139,893
加工事業	収 益	7,325	6,763
	費 用	3,472	2,861
	差 引	3,852	3,902
農産物直売	収 益	91,525	90,826
	費 用	66,973	63,771
	差 引	24,551	27,055

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	△ 0.34	△ 0.22
資本経常利益率	3.16	△ 9.79	△ 6.63
総資産当期純利益率	0.07	△ 0.28	△ 0.21
資本当期純利益率	1.91	△ 7.96	△ 6.05

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100)

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.2	22.4	0.2
	期 中 平 均	21.5	22.0	0.5
貯 証 率	期 末	9.0	6.1	△ 2.9
	期 中 平 均	9.1	8.7	△ 0.4

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況（法定）

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、％)

項 目	令和5年度	令和6年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,677	11,706
うち、出資金及び資本準備金の額	7,838	7,697
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	5,081	4,254
うち、外部流出予定額（△）	33	－
うち、上記以外に該当するものの額	△ 209	△ 244
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	140
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	140
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	57	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	12,825	11,846
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	48	144
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	48	144
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	48	144
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	12,776	11,702
信用リスク・アセットの額の合計額	85,411	85,406
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,286	－
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	1,286	－
オフ・バランス項目	－	－
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	－	－
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	10,798	10,116
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	96,209	95,523
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.28	12.25

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,607	—	—	18,919	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,849	—	—	3,428	—	—
	外国の中央政府等及び中央以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	174,054	34,810	1,392	175,805	35,161	1,406
	法人等向け	182	142	5,692	145	125	5,032
	中小企業等向け及び個人向け	29,321	7,962	318	30,090	7,289	291
	抵当権付住宅ローン	1,142	260	10	982	220	8
	不動産取得等事業向け	43	43	1	38	38	1
	三月以上延滞等	1,945	1,781	71	2,245	1,826	73
	取立未済手形	27	5	0	34	6	0
	信用保証協会等保証付	22,657	2,232	89	23,713	2,342	93
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	1,679	1,679	67	1,678	1,678	67
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,679	1,679	67	1,678	1,678	67
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	23,638	35,198	1,407	24,402	36,715	1,468
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,720	19,301	772	7,720	19,301	772
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,917	15,897	635	16,183	16,166	646
証券化		—	—	—	—	—	—
	（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非S T C適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,116	8	0	—	—	—
	（うちリスクスルー方式）	7,116	8	0	—	—	—
	（うちマナデート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、されるものの額	—	1,286	51	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（Δ）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	284,570	85,411	3,416	283,890	85,406	3,416
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	284,570	85,411	3,416	283,890	85,406	3,416
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額b=a×4%	所要自己資本額b=a×4%	所要自己資本額b=a×4%
		a	10,798	431	a	10,116	404
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額b=a×4%	所要自己資本額b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額b=a×4%	所要自己資本額b=a×4%	所要自己資本額b=a×4%
	a	96,209	3,848	a	95,523	3,820	3,820

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項
当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y's）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		277,453	58,273	16,617	—	1,945	283,890	59,386	18,929	—	2,245
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		277,453	58,273	16,617	—	1,945	283,890	59,386	18,929	—	2,245
法 人	農 業	2,504	2,265	—	—	437	2,936	2,570	—	—	558
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	181	181	—	—	—	156	156	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	89	89	—	—	—	85	85	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	181,803	—	—	—	—	183,560	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	208	208	—	—	—	177	177	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	20,480	3,864	16,617	—	—	22,378	3,449	18,929	—	—
	上記以外	1,814	135	—	—	—	1,805	126	—	—	—
	個 人	52,287	51,527	—	—	1,222	53,769	52,819	—	—	—
	その他	18,081	—	—	—	—	19,019	1	—	—	—
業種別残高計		277,453	58,273	16,617	—	1,660	283,890	59,386	18,929	—	1,902
残存期間別残高計	1年以下	177,802	3,748	—	—	—	179,442	3,637	—	—	—
	1年超3年以下	2,841	2,841	—	—	—	3,048	3,048	—	—	—
	3年超5年以下	4,198	4,198	—	—	—	4,061	4,051	10	—	—
	5年超7年以下	3,817	3,817	—	—	—	4,457	3,457	999	—	—
	7年超10年以下	5,727	4,119	1,607	—	—	4,689	4,386	302	—	—
	10年超	52,7198	37,718	14,999	—	—	56,179	38,562	17,616	—	—
	期限の定めのないもの	30,346	1,838	—	—	—	32,011	2,242	—	—	—
	残存期間別残高計	277,453	58,273	16,617	—	—	283,890	59,386	18,929	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高（単位：百万円）

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	23,777	23,777	—	25,647	25,647
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	22,352	22,352	—	23,429	23,429
	リスク・ウエイト20%	—	199,217	199,217	—	203,167	203,167
	リスク・ウエイト35%	—	213	213	—	160	160
	リスク・ウエイト50%	—	1,084	1,084	—	1,755	1,755
	リスク・ウエイト75%	—	3,713	3,713	—	2,141	2,141
	リスク・ウエイト100%	—	19,696	19,696	—	18,276	18,276
	リスク・ウエイト150%	—	964	964	—	1,093	1,093
	リスク・ウエイト250%	—	7,720	7,720	—	8,219	8,219
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	278,740	278,740	—	283,890	283,890

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-

またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額（単位：百万円）

区 分	令和5年度			令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	40	—	—	20	—	—
中小企業等向け及び個人向け	143	24,941	—	121	27,360	—
抵当権住宅ローン	—	928	—	—	821	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	83	—	—	71	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	—	1	—
合 計	183	25,955	—	141	28,254	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

- ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。
- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。
- なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

- ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,679	1,679	1,678	1,678
合計	1,679	1,679	1,678	1,678

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	7,116	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

- ① 金利リスクの算定方法の概要
- 金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
- 当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。
- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額 (低下額) を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
 - ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて (平均残存2.5年) リスク量を算定しています。
 - ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
- 金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量 (Δ)
- 算出した金利リスク量は四半期ごとに経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告しています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに関する事項

(単位：百万円)

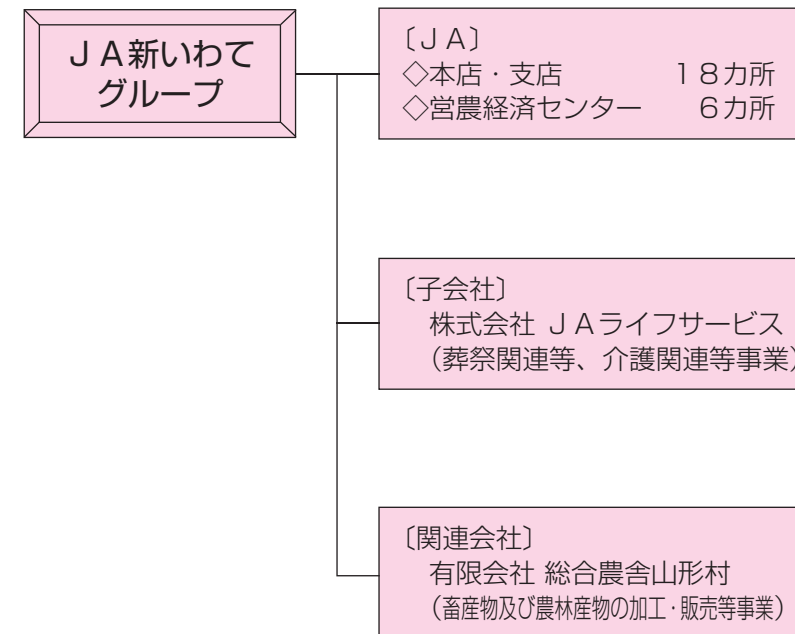
IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	2,367	1,182	216	143
2	下方パラレルシフト	0	0	4	0
3	スティープ化	2,829	1,549		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	904	0		
6	短期金利低下	1,542	468		
7	最大値	2,829	1,549	216	143
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	12,776		11,702	

MEMO

1. グループの概況

ＪＡ新しいわてのグループは、当ＪＡ、子会社１社、関連法人等１社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は１社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当JAの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 ＪＡライフサービス	滝沢市鵜飼向新田 7-75	葬祭事業及び葬祭 関連事業 介護事業及び介護 関連事業	平成26年 3月3日	50,000千円	100%	—
有限会社 総合農舎山形村	久慈市山形町霜畑 12-105	農畜産物及び農林 産物の加工、販売	平成6年 2月1日	40,000千円	37.5%	62.5%

(3) 連結事業概況（令和6年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常損失9億73百万円、連結当期損失金7億92百万円、連結純資産101億64百万円、連結総資産2,813億21百万円で、連結自己資本比率は12.24%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

ア) 株式会社JAライフサービス

当社は、葬祭事業、仏壇・仏具・神具・墓石の販売事業、介護及び関連事業等を営み、売上高は9億25百万円を計上し、当期純利益は985千円となりました。

イ) 有限会社総合農舎山形村

当社は、畜産物及び農林産物の加工、販売等を営み、売上高は1億59百万円を計上し、当期純利益は2百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連 結 事 業 収 益	24,161	25,470	69,913	70,949	70,204
信 用 事 業 収 益	2,036	1,965	1,966	1,967	2,081
共 済 事 業 収 益	1,804	1,799	1,718	1,548	1,487
そ の 他 事 業 収 益	20,321	21,704	66,228	67,434	66,636
連 結 経 常 利 益	563	471	371	380	△ 973
連 結 当 期 剰 余 金	416	283	278	225	△ 792
連 結 純 資 産 額	13,678	13,477	11,725	11,370	10,164
連 結 総 資 産 額	277,951	282,067	282,329	283,770	281,321
連 結 自 己 資 本 比 率	12.09	12.09	12.06	13.28	12.24

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年2月29日)	令和6年度 (令和7年2月28日)	科 目	令和5年度 (令和6年2月29日)	令和6年度 (令和7年2月28日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	257,766,102	254,964,746	1. 信用事業負債	265,395,665	264,912,216
(1) 現金及び預金	176,466,758	178,269,986	(1) 貯金	261,990,867	263,740,640
(2) 有価証券	21,509,180	16,350,890	(2) 借入金	2,618,408	303,389
(3) 貸出金	58,213,682	59,337,184	(3) その他の信用事業負債	779,970	864,239
(4) その他の信用事業資産	1,930,156	1,436,684	(4) 債務保証	6,420	3,947
(5) 債務保証見返	6,420	3,947	2. 共済事業負債	809,451	785,922
(6) 貸倒引当金	△ 360,095	△ 433,946	(1) 共済資金	363,927	354,487
2. 共済事業資産	3,121	2,478	(2) その他の共済事業負債	445,524	431,434
(1) その他の共済事業資産	3,121	2,478	3. 経済事業負債	3,494,505	3,062,495
3. 経済事業資産	8,019,482	7,711,579	(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,782,009	2,236,832
(1) 受取手形及び経済事業未収金	5,668,159	5,473,671	(2) その他の経済事業負債	712,495	725,662
(2) 棚卸資産	1,431,255	1,325,064	4. 雑負債	632,916	615,522
(3) その他の経済事業資産	1,303,817	1,495,471	5. 諸引当金	1,579,761	1,293,828
(4) 貸倒引当金	△ 383,749	△ 582,627	(1) 賞与引当金	125,238	132,452
4. 雑資産	1,027,780	1,103,541	(2) 退職給付に係る負債	1,454,523	1,161,375
5. 固定資産	7,501,924	7,825,376	6. 再評価に係る繰延税金負債	487,844	486,628
(1) 有形固定資産	7,428,678	7,622,044	負債の部合計	272,400,145	271,156,614
減価償却資産	18,331,615	18,651,459	(純 資 産 の 部)		
減価償却累計額	△ 15,379,211	△ 15,504,133	1. 組合員資本	12,848,109	11,832,687
土地	4,475,928	4,467,526	(1) 出資金	6,927,538	6,706,097
建設仮勘定	345	7,192	(2) 資本剰余金	911,258	991,258
(2) 無形固定資産	73,246	203,331	(3) 利益剰余金	5,218,484	4,380,053
6. 外部出資	9,269,496	9,269,393	(4) 処分未済持分	△ 209,171	△ 244,721
7. 繰延税金資産	182,990	444,132	2. 評価・換算差額等	△ 1,477,357	△ 1,688,055
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,177,548	△ 1,736,822
			(2) 土地再評価差額金	798,947	0
			(3) 退職給付に係る調整累計額	△ 98,756	68,767
			純資産の部合計	11,370,752	10,164,632
資産の部合計	283,770,897	281,321,246	負債及び純資産の部合計	283,770,897	281,321,246

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	科 目	令和5年度 (自令和5年3月1日 至令和6年2月29日)	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)
1. 事業総利益	6,919,586	5,380,745	(7) 販売事業収益	45,348,662	47,187,722
事業収益	70,949,254	70,204,780	販売品販売高	44,074,981	45,781,794
事業費用	64,029,667	64,824,034	販売手数料	864,011	1,004,121
(1) 信用事業収益	1,967,889	2,081,882	その他の収益	409,670	401,806
資金運用収益	1,747,555	1,818,436	(8) 販売事業費用	44,396,296	46,159,796
(うち預金利息)	792,221	846,267	販売品販売原価	44,065,343	45,767,147
(うち有価証券利息)	123,021	105,405	販売費	24,129	24,466
(うち貸出金利息)	797,542	820,035	その他の費用	306,823	368,182
(うちその他受入利息)	34,770	46,727	販売事業総利益	952,366	1,027,926
役務取引等収益	160,615	176,546	(9) その他の事業収益	2,679,890	2,345,593
その他事業直接収益	－	19,465	(10) その他の事業費用	1,632,342	1,503,344
その他経常収益	59,717	67,433	その他事業総利益	1,047,547	842,248
(2) 信用事業費用	230,708	1,487,459	2. 事業管理費	6,673,446	6,501,373
資金調達費用	23,056	143,533	(1) 人件費	4,231,008	3,915,618
(うち貯金利息)	15,961	138,053	(2) その他事業管理費	2,442,437	2,585,754
(うち給付補填備金繰入)	253	212	事業利益	246,140	△ 1,120,627
(うち借入金利息)	2,556	1,639	3. 事業外収益	177,038	201,475
(うちその他支払利息)	4,285	3,627	(1) 受取雑利息	25,591	29,731
役務取引等費用	46,060	47,506	(2) 受取出資配当金	89,137	95,023
その他事業直接費用	－	1,058,860	(3) その他事業外収益	62,309	76,719
その他経常費用	161,590	237,559	4. 事業外費用	42,198	54,652
(うち貸出金償却)	△ 2,434	74,402	(1) 支払雑利息	459	496
信用事業総利益	1,737,180	594,422	(2) その他事業外費用	41,738	54,156
(3) 共済事業収益	1,548,660	1,486,175	経常利益	380,980	△ 973,805
共済付加収入	1,483,061	1,412,943	5. 特別利益	324,080	10,913
その他の収益	65,599	73,231	(1) 固定資産処分益	163	2,152
(4) 共済事業費用	66,328	63,573	(2) その他特別利益	323,917	8,760
共済推進費及び共済保全費	65,670	63,018	6. 特別損失	330,552	64,400
その他の費用	658	555	(1) 固定資産処分損	941	15,701
共済事業総利益	1,482,332	1,422,601	(2) 減損損失	127	15,131
(5) 購買事業収益	19,404,150	17,103,406	(3) その他特別損失	329,483	33,566
購買品供給高	18,549,094	16,311,978	税引前当期利益	374,509	△ 1,027,291
購買手数料	403,071	393,960	法人税、住民税及び事業税	164,065	27,706
その他の収益	451,985	397,466	法人税等調整額	△ 14,586	△ 262,358
(6) 購買事業費用	17,703,991	15,609,860	当期剰余金	225,029	△ 792,640
購買品供給原価	17,218,168	15,162,958			
購買品供給費	268,573	270,005			
その他の費用	217,249	176,896			
購買事業総利益	1,700,159	1,493,546			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)	令和6年度 (自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	374,509	△ 1,027,291
減価償却費	445,053	451,503
減損損失	127	15,131
連結調整勘定償却額	－	0
貸倒引当金の増減額	113,867	272,728
賞与引当金の増減額	△ 11,346	7,214
退職給付に係る負債等の増減額	△ 75,591	△ 125,624
役員退任給与積立金の増加額	－	0
信用事業資金運用収益	△ 1,747,555	△ 1,818,436
信用事業資金調達費用	64,832	187,412
共済貸付金利息	－	0
共済借入金利息	－	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 114,728	△ 124,755
支払雑利息	459	496
為替差損益	－	0
有価証券関係損益	806,050	7,428,619
金銭の信託の運用損益	－	0
固定資産売却損益	777	△ 728
持分法による投資損益	－	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 2,037,737	△ 1,123,502
預金の純増減	△ 220,000	3,405,900
貯金の純増減	1,937,090	1,749,773
信用事業借入金の純増減	△ 45,642	△ 2,315,019
その他の信用事業資産の純増減	△ 748,525	541,266
その他の信用事業負債の純増減	△ 36,323	596,261
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	－	0
共済借入金の純増減	－	0
共済資金の純増減	9,439	△ 9,439
未経過共済付加収入の純増減	△ 15,210	△ 14,089
その他共済事業資産の増減額	△ 679	643
その他共済事業負債の増減額	－	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 330,845	194,488
経済受託債権の純増減	△ 119,890	△ 255,017
棚卸資産の純増減	74,272	106,191
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 107,783	△ 445,176
経済受託債務の純増減	82,430	42,593
その他経済事業資産の純増減	99,929	63,363
その他経済事業負債の純増減	△ 67,761	△ 29,426
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	87,153	△ 75,760
その他の負債の純増減	157,831	△ 10,246
未払消費税等の増減額	△ 180,131	34,888
信用事業資金運用による収入	1,745,879	1,766,648
信用事業資金調達による支出	△ 73,095	△ 695,410
共済貸付金利息による収入	－	0
共済借入金利息による支出	－	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	－	0
役員賞与の支払額	－	0
小 計	66,856	8,795,198
雑利息及び出資配当金の受取額	114,728	124,755
雑利息の支払額	△ 459	△ 496
法人税等の支払額	△ 69,473	△ 160,148
事業活動によるキャッシュ・フロー	111,652	8,759,308
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,000	△ 2,640,868
有価証券の売却による収入	－	0
有価証券の償還による収入	－	0
金銭の信託の増加による支出	－	0
金銭の信託の減少による収入	－	0
補助金の受入れによる収入	－	0
固定資産の取得による支出	△ 934,610	△ 826,611
固定資産の売却による収入	284,970	37,253
外部出資による支出	491	193
外部出資による臨時損失	－	0
外部出資の売却等による収入	－	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 659,149	△ 3,430,032
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	－	0
出資の増額による収入	108,921	194,877
出資の払戻しによる支出	△ 265,616	△ 329,871
持分の取得による支出	△ 89,570	△ 42,570
持分の譲渡による収入	111,287	90,980
出資配当金の支払額	△ 35,420	△ 33,563
少数株主への配当金支払額	－	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 170,398	△ 120,148
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	0
5 現金及び現金同等物の増加額（または減少額）	△ 717,895	5,209,128
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,684,023	7,196,128
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,966,128	4,405,256

(8) 連結注記表

令和5年度注記表	令和6年度注記表																
I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社等……2社 株式会社J Aライフセレモ 株式会社J Aライフサポート 2. 持分法の適用に関する事項 持分法非適用の関連法人等……1社 有限会社総合農舎山形村 3. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項 連結される子会社等の決算日は次のとおりです。 2月末 株式会社J Aライフセレモ 株式会社J Aライフサポート 4. のれんの償却方法及び償却期間 該当の事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。 6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table><tr><td>現金及び預金勘定</td><td>176,466百万円</td></tr><tr><td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td><td></td></tr><tr><td></td><td>△171,500百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>4,966百万円</td></tr></table> II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	現金及び預金勘定	176,466百万円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金			△171,500百万円	現金及び現金同等物	4,966百万円	I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社等……1社 株式会社J Aライフサービス ※令和6年11月1日に「㈱J Aライフサポート」を吸収合併し、「㈱J Aライフセレモ」から「㈱J Aライフサービス」と名称変更しました。 2. 持分法の適用に関する事項 持分法非適用の関連法人等……1社 有限会社総合農舎山形村 3. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項 連結される子会社等の決算日は次のとおりです。 2月末 株式会社J Aライフサービス 4. のれんの償却方法及び償却期間 該当の事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。 6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table><tr><td>現金及び預金勘定</td><td>178,269百万円</td></tr><tr><td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td><td></td></tr><tr><td></td><td>△173,864百万円</td></tr><tr><td>現金及び現金同等物</td><td>4,405百万円</td></tr></table> II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	現金及び預金勘定	178,269百万円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金			△173,864百万円	現金及び現金同等物	4,405百万円
現金及び預金勘定	176,466百万円																
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金																	
	△171,500百万円																
現金及び現金同等物	4,966百万円																
現金及び預金勘定	178,269百万円																
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金																	
	△173,864百万円																
現金及び現金同等物	4,405百万円																

令和5年度注記表	令和6年度注記表
②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した	②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した

令和5年度注記表	令和6年度注記表
査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしています。	査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしています。
5. 収益及び費用の計上基準 当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	5. 収益及び費用の計上基準 当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和5年度注記表	令和6年度注記表
(5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。	7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算	8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算

令和5年度注記表	令和6年度注記表
金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当JAが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当JAは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当JAから当該組合員への(金銭)債権を貸借対照表の経済事業資産(経済事業未収金)に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当JAに留保しています。当JAは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産(全農預託債権)に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債(全農預託負債)に計上しています。 (4) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。 共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当JAが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当JAは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当JAから当該組合員への(金銭)債権を貸借対照表の経済事業資産(経済事業未収金)に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当JAに留保しています。当JAは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産(全農預託債権)に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債(全農預託負債)に計上しています。 (4) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 会計方針の変更にに関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 182,990千円

令和5年度注記表	令和6年度注記表
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和6年度(第28年度)事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があります。実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 127千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度(第28年度)事業計画を基礎として算出しており、令和6年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 741,239千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定し	②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年度(第29年度)事業計画を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があります。実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,131千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度(第29年度)事業計画を基礎として算出しており、令和7年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,015,083千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定し

令和5年度注記表

ております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,010,258千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,754,756千円、機械及び装置 2,597,871千円、構築物ほか 1,657,630千円

2. 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	39,291
定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金(当座貸越)に係る担保	—
通知預金	2,230,000	J A岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000
計	25,426,980		2,269,291

令和6年度注記表

ております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,003,054千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,754,756千円、機械装置 2,599,048千円、構築物ほか 1,649,248千円

2. 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	50	二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	30	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	20	九戸村下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—
定期預金	300	軽米町上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	50	一戸町下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	40,471
定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金(当座貸越)に係る担保	—
計	23,197,300		40,471

令和５年度注記表	令和６年度注記表
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額 5,559千円 子会社等に対する金銭債務の総額 279,708千円	3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額 2,482千円 子会社等に対する金銭債務の総額 262,268千円
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 64,657千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —	4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 54,959千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は336,317千円、危険債権額は799,031千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,135,348千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は628,140千円、危険債権額は622,287千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,250,428千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日(旧J A新いわて) 平成14年2月28日(旧J Aいわてくじ) 平成12年12月31日(旧J A北いわて)	6. 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日(旧J A新いわて) 平成14年2月28日(旧J Aいわてくじ) 平成12年12月31日(旧J A北いわて)

令和5年度注記表	令和6年度注記表																								
平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山）	平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山）																								
(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 844,811千円	(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 858,147千円																								
(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法	(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法																								
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。																								
Ⅵ 損益計算書に関する注記																									
1. 子会社等との取引高の総額																									
(1) 子会社等との取引による収益総額 24,111千円	(1) 子会社等との取引による収益総額 24,811千円																								
うち事業取引高 8,922千円	うち事業取引高 5,669千円																								
うち事業取引以外の取引高 15,189千円	うち事業取引以外の取引高 19,141千円																								
(2) 子会社等との取引による費用総額 154千円	(2) 子会社等との取引による費用総額 533千円																								
うち事業取引高 154千円	うち事業取引高 533千円																								
うち事業取引以外の取引高 —	うち事業取引以外の取引高 —																								
2. 減損損失に関する注記																									
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要	(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要																								
当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。	当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。																								
本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。	本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。																								
当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。	当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。																								
<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>宇部ふれあい店関連</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	そ の 他	宇部ふれあい店関連	遊休資産	土地	業務外固定資産	<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>旧一方井支所（農薬庫）</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>旧好摩支所関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>山田育苗施設関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物、構築物、機械</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>	場 所	用 途	種 類	そ の 他	旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産	旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産	山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産
場 所	用 途	種 類	そ の 他																						
宇部ふれあい店関連	遊休資産	土地	業務外固定資産																						
場 所	用 途	種 類	そ の 他																						
旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産																						
旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産																						
山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産																						
(2) 減損損失の認識に至った経緯	(2) 減損損失の認識に至った経緯																								
すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。	旧一方井支所と旧好摩支所関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。																								
	山田育苗施設関連は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。																								

令和5年度注記表	令和6年度注記表												
(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><td>字部ふれあい店関連</td><td>127千円（土地127千円）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>127千円（土地127千円）</td></tr></table> (4) 回収可能価額の算出方法 回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.3%です。	字部ふれあい店関連	127千円（土地127千円）	合 計	127千円（土地127千円）	(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><td>旧一方井支所</td><td>329千円（土地329千円）</td></tr><tr><td>旧好摩支所関連</td><td>2,821千円 （土地1,027千円、建物1,793千円）</td></tr><tr><td>山田育苗施設関連</td><td>11,981千円 （土地11,579千円、建物232千円、 構築物75千円、機械装置93千円）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>15,131千円 （土地12,936千円、建物2,026千円、 構築物75千円、機械装置93千円）</td></tr></table> (4) 回収可能価額の算出方法 回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.2%です。	旧一方井支所	329千円（土地329千円）	旧好摩支所関連	2,821千円 （土地1,027千円、建物1,793千円）	山田育苗施設関連	11,981千円 （土地11,579千円、建物232千円、 構築物75千円、機械装置93千円）	合 計	15,131千円 （土地12,936千円、建物2,026千円、 構築物75千円、機械装置93千円）
字部ふれあい店関連	127千円（土地127千円）												
合 計	127千円（土地127千円）												
旧一方井支所	329千円（土地329千円）												
旧好摩支所関連	2,821千円 （土地1,027千円、建物1,793千円）												
山田育苗施設関連	11,981千円 （土地11,579千円、建物232千円、 構築物75千円、機械装置93千円）												
合 計	15,131千円 （土地12,936千円、建物2,026千円、 構築物75千円、機械装置93千円）												
Ⅶ 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当JAは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査	Ⅵ 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当JAは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査												

令和5年度注記表	令和6年度注記表
定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。（市場リスクに係る定量的情報） 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,164,600千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性	定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。（市場リスクに係る定量的情報） 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,141,925千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性

令和5年度注記表			
リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	174,149,300	174,092,082	△ 57,217
有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,920	△ 80
その他有価証券	21,499,180	21,499,180	—
貸出金	58,213,682		
貸倒引当金（＊1）	△ 360,095		
貸倒引当金控除後	57,853,587	58,277,362	423,775
経済事業未収金	5,588,484		
貸倒引当金（＊2）	△ 381,143		
貸倒引当金控除後	5,207,341	5,207,341	—
外部出資	1,616	1,616	—
資産計（＊3）	258,721,025	259,087,503	366,478
貯金	262,244,069	262,131,620	△ 112,449
借入金	2,618,408	2,591,671	△ 26,737
経済事業未払金	2,737,707	2,737,707	—
負債計（＊3）	267,600,185	267,460,999	△ 139,186

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(＊3) 上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】			
① 預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく			

令和6年度注記表			
リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等			
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。			
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	175,865,521	175,516,859	△ 348,662
有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,752	△ 248
その他有価証券	16,340,890	16,340,890	—
貸出金	59,337,184		
貸倒引当金（＊1）	△ 433,946		
貸倒引当金控除後	58,903,238	59,010,129	106,891
経済事業未収金	5,402,639		
貸倒引当金（＊2）	△ 581,137		
貸倒引当金控除後	4,821,501	4,821,501	—
外部出資	1,707	1,707	—
資産計（＊3）	255,942,859	255,700,840	△ 242,018
貯金	263,988,347	263,531,618	△ 456,728
借入金	303,389	272,773	△ 30,615
経済事業未払金	2,296,793	2,296,793	—
負債計（＊3）	266,588,530	266,101,185	△ 487,344

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(＊2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(＊3) 上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】			
① 預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく			

令和5年度注記表	令和6年度注記表
区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。	区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和5年度注記表				
③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。				
(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。				
貸借対照表計上額				
外部出資（＊） 9,397,879千円				
（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。				
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
預 金	174,149,300	—	—	
有 価 証 券	—	2,348,650	—	
満期保有目的の債券	—	—	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,348,650	—	
貸出金（＊1, 2, 3）	9,248,643	4,609,306	4,060,597	
経済事業未収金（＊4）	4,841,309	—	—	
合 計	188,239,252	6,957,956	4,060,597	
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	—	—	—	
有 価 証 券	—	2,600,100	17,911,050	
満期保有目的の債券	—	10,000	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,590,100	17,911,050	
貸出金（＊1, 2, 3）	3,542,847	2,907,406	33,400,639	
経済事業未収金（＊4）	—	—	—	
合 計	3,542,847	5,507,506	51,311,689	
（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,952,110千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。				
（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394,950千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件49,291千円は、償還日が特定できないため含めていません。				
（＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等747,175千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
貯 金（＊1）	253,685,305	3,431,086	3,412,476	
借 入 金	2,284,379	37,590	26,694	
合 計	255,969,685	3,468,676	3,439,171	

令和6年度注記表				
③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。				
(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。				
貸借対照表計上額				
外部出資（＊） 9,397,685千円				
（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。				
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
預 金	175,865,521	—	—	
有 価 証 券	—	—	—	
満期保有目的の債券	—	—	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	
貸出金（＊1, 2, 3）	9,164,050	4,489,148	3,965,287	
経済事業未収金（＊4）	4,543,138	—	—	
合 計	189,572,710	4,489,148	3,965,287	
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	—	—	—	
有 価 証 券	10,000	—	18,800,000	
満期保有目的の債券	10,000	—	—	
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000	
貸出金（＊1, 2, 3）	3,310,577	2,811,343	34,918,443	
経済事業未収金（＊4）	—	—	—	
合 計	3,310,577	2,811,343	53,718,443	
（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,983,928千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。				
（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等614,606千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
（＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件63,728千円は、償還日が特定できないため含めていません。				
（＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等859,500千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				
(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
貯 金（＊1）	253,414,121	3,998,590	3,408,127	
借 入 金	37,086	25,822	17,252	
合 計	253,451,207	4,024,413	3,425,379	

令和5年度注記表				
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
貯金（＊1）	745,869	657,655	311,675	
借入金	19,275	13,220	237,249	
合計	765,144	670,875	548,924	
（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				

Ⅷ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 地方債	10,000	9,920	△ 80
合計	10,000	9,920	△ 80

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの 株式（外部出資）	1,616	796	820
	国債	2,013,658	103,111
	小計	2,014,455	103,931
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの 国債	13,032,610	14,563,890	△1,531,280
	受益証券	7,100,000	△750,200
	小計	21,663,890	△2,281,480
合計	21,500,796	23,678,345	△2,177,548

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
受益証券	777,603	—	22,396
合計	777,603	—	22,396

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

令和6年度注記表				
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
貯金（＊1）	664,304	1,829,604	673,600	
借入金	10,927	11,559	200,741	
合計	675,232	1,841,163	874,341	
（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 地方債	10,000	9,752	△ 248
合計	10,000	9,752	△ 248

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの 株式（外部出資）	1,707	796	911	
	国債	301,437	6,992	
	小計	302,234	7,903	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの 国債	16,032,460	18,575,763	△2,543,303	
	受益証券	—	—	—
	小計	18,575,763	△2,543,303	
合計	16,342,597	18,877,998	△2,535,400	

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	322,758	19,465	—
受益証券	5,998,300	—	1,101,700
合計	6,321,058	19,465	1,101,700

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

令和５年度注記表		令和６年度注記表	
Ⅸ 退職給付に関する注記		Ⅷ 退職給付に関する注記	
１．退職給付に関する注記		１．退職給付に関する注記	
(1) 採用している退職給付制度の概要		(1) 採用している退職給付制度の概要	
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。		職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。	
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。		また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。	
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表		(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	4,346,033千円	期首における退職給付債務	4,155,757千円
勤務費用	192,129千円	勤務費用	180,131千円
利息費用	15,572千円	利息費用	17,388千円
数理計算上の差異の発生額	△ 19,202千円	数理計算上の差異の発生額	△ 112,859千円
退職給付の支払額	△ 378,775千円	退職給付の支払額	△ 543,449千円
期末における退職給付債務	4,155,757千円	期末における退職給付債務	3,696,968千円
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表		(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	2,861,703千円	期首における年金資産	2,761,050千円
期待運用収益	17,170千円	期待運用収益	16,566千円
数理計算上の差異の発生額	△ 700千円	数理計算上の差異の発生額	△ 4,893千円
特定退職共済制度への拠出金	144,749千円	特定退職共済制度への拠出金	140,427千円
退職給付の支払額	△ 261,872千円	退職給付の支払額	△ 367,060千円
期末における年金資産	2,761,050千円	期末における年金資産	2,546,089千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	4,155,757千円	退職給付債務	3,696,968千円
特定退職共済制度	△ 2,761,050千円	特定退職共済制度	△ 2,546,089千円
未積立退職給付債務	1,394,707千円	未積立退職給付債務	1,150,879千円
未認識数理計算上の差異	△ 49,378千円	未認識数理計算上の差異	68,767千円
貸借対照表計上額純額	1,345,329千円	貸借対照表計上額純額	1,219,647千円
退職給付引当金	1,345,329千円	退職給付引当金	1,219,647千円
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	192,129千円	勤務費用	180,131千円
利息費用	15,572千円	利息費用	17,388千円
期待運用収益	△ 17,170千円	期待運用収益	△ 16,566千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 5,854千円	数理計算上の差異の費用処理額	10,180千円
合計	184,677千円	合計	191,133千円
(6) 年金資産の主な内訳		(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。		年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	62.9 %	債券	64.3 %
現金及び預金	6.2 %	現金及び預金	5.3 %
退職共済年金預け金	27.1 %	退職共済年金預け金	28.8 %
その他	3.8 %	その他	1.6 %
合計	100.0 %	合計	100.0 %
(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載		(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。		年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	1.0 %	割引率	1.6 %

令和5年度注記表	令和6年度注記表
長期期待運用収益率0.6 % 数理計算上の差異の処理年数10 年	長期期待運用収益率0.7 % 数理計算上の差異の処理年数10 年
2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金49,794千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、471,465千円となっています。	2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金48,782千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、405,964千円となっています。
X 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 未払事業税7,464千円 賞与引当金35,957千円 貸倒引当金有税分170,396千円 貸付金未収利息未計上1,695千円 退職給付引当金371,310千円 減価償却有税分152,296千円 土地減損84,454千円 外部出資1,181千円 定期貯金（睡眠口座）322千円 貸倒損失否認5,789千円 その他有価証券評価差額金601,003千円 前払費用5,861千円 その他1,483千円 繰延税金資産小計1,439,217千円 評価性引当額△ 1,256,226千円 繰延税金資産合計182,990千円	IX 税効果会計に関する注記 1. 税効果会計に関する注記 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金277,108千円 賞与引当金38,622千円 貸倒引当金有税分235,154千円 貸付金未収利息未計上1,922千円 退職給付引当金336,622千円 減価償却有税分144,885千円 土地減損分86,773千円 外部出資1,181千円 定期貯金（睡眠口座）246千円 貸倒損失否認2,025千円 その他有価証券差額金699,770千円 前払費用6,088千円 その他691千円 繰延税金資産小計1,831,093千円 評価性引当額1,386,961千円 繰延税金資産合計444,132千円
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 法定実効税率27.60 % (調整) 交際費の損金不算入額1.15 % 受取配当金の損金不算入額△ 3.46 % 住民税均等割額8.34 % 評価性引当額の増減5.04 % その他△ 0.38 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率38.29 %	2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 当期は税引前当期損失のため注記を省略しています。 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,124千円増加します。また、再評価に係

令和5年度注記表	令和6年度注記表
XI 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	X 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
XII 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	XI 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資本剰余金の部		
1. 資本剰余金期首残高	911,258	991,258
2. 資本剰余金期末残高	911,258	991,258
利益剰余金の部		
1. 利益剰余金期首残高	5,028,874	5,217,630
2. 利益剰余金増加高	225,029	△ 804,013
当期剰余金	225,029	△ 792,640
土地再評価差額金取崩	0	△ 11,372
3. 利益剰余金減少高	35,420	33,563
支払配当金	35,420	33,563
4. 利益剰余金期末残高	5,218,484	4,380,054

(10) 農協法に基づく開示債権（法定）

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	336	87	127	120	336
	6年度	628	119	273	235	628
危 険 債 権	5年度	799	105	518	157	780
	6年度	622	43	494	71	609
要 管 理 債 権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
小 計	5年度	1,135	192	646	278	1,117
	6年度	1,250	163	767	306	1,237
正 常 債 権	5年度	57,129				
	6年度	58,201				
合 計	5年度	58,265				
	6年度	59,451				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信 用 事 業	事業収益	1,967,889	2,081,882
	経常利益	324,886	△ 834,969
	資産の額	257,766,102	254,964,746
共 済 事 業	事業収益	1,548,660	1,486,175
	経常利益	501,644	458,307
	資産の額	3,121	2,478
そ の 他 事 業	事業収益	67,432,705	66,636,723
	経常利益	△ 467,955	△ 599,868
	資産の額	26,001,674	26,354,022
計	事業収益	70,949,254	70,204,780
	経常利益	358,575	△ 976,530
	資産の額	283,770,897	281,321,246

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、12.24%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,786百万円（前年度6,927百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

③ 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 19）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付け等は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国 内	277,453	58,273	16,617	—	1,945	283,890	59,386	18,929	—	2,245
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		277,453	58,273	16,617	—	1,945	283,890	59,386	18,929	—	2,245
法 人	農 業	2,504	2,265	—	—	437	2,936	2,570	—	—	558
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	181	181	—	—	—	156	156	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	89	89	—	—	—	85	85	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	181,803	—	—	—	—	183,560	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	208	208	—	—	—	177	177	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	20,480	3,864	16,617	—	—	22,378	3,449	18,929	—	—
	上記以外	1,814	135	—	—	—	1,805	126	—	—	—
	個 人	52,287	51,527	—	—	1,222	53,769	52,819	—	—	—
	その他	18,081	—	—	—	—	19,019	1	—	—	—
業種別残高計		277,453	58,273	16,617	—	1,660	283,890	59,386	18,929	—	1,902
1年以下		177,802	3,748	—	—	／	179,442	3,637	—	—	／
1年超3年以下		2,841	2,841	—	—	／	3,048	3,048	—	—	／
3年超5年以下		4,198	4,198	—	—	／	4,061	4,051	10	—	／
5年超7年以下		3,817	3,817	—	—	／	4,457	3,457	999	—	／
7年超10年以下		5,727	4,119	1,607	—	／	4,689	4,386	302	—	／
10年超		52,7198	37,718	14,999	—	／	56,179	38,562	17,616	—	／
期限の定めのないもの		30,346	1,838	—	—	／	32,011	2,242	—	—	／
残存期間別残高計		277,453	58,273	16,617	—	／	283,890	59,386	18,929	—	／

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

（単位：百万円）

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	23,777	23,777	—	25,647	25,647
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	22,352	22,352	—	23,429	23,429
	リスク・ウェイト20%	—	199,217	199,217	—	203,167	203,167
	リスク・ウェイト35%	—	213	213	—	160	160
	リスク・ウェイト50%	—	1,084	1,084	—	1,755	1,755
	リスク・ウェイト75%	—	3,713	3,713	—	2,141	2,141
	リスク・ウェイト100%	—	19,696	19,696	—	18,276	18,276
	リスク・ウェイト150%	—	964	964	—	1,093	1,093
	リスク・ウェイト250%	—	7,720	7,720	—	8,219	8,219
そ の 他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	278,740	278,740	—	283,890	283,890

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 70）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	40	—	—	20	—	—
中小企業等向け及び個人向け	143	24,941	—	121	27,360	—
抵当権住宅ローン	—	928	—	—	821	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	83	—	—	71	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	—	1	—
合 計	183	25,955	—	141	28,254	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 70）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 72）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	1,679	1,679	1,678	1,678
合 計	1,679	1,679	1,678	1,678

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（p. 73）をご参照ください。

② 金利ショックに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	2,367	1,182	216	143
2	下方パラレルシフト	0	0	4	0
3	スティープ化	2,829	1,549		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	904	0		
6	短期金利低下	1,542	468		
7	最大値	2,829	1,549	216	143
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	12,776		11,702	

【財務諸表の正確性等にかかる確認】

確 認 書

- 1 私は、当ＪＡの令和６年３月１日から令和７年２月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和７年５月29日

新岩手農業協同組合
代表理事組合長 苅 谷 雅 行

【役員等の報酬体系】

1. 役員

- (1) 対象役員
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。
- (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払い方法について
役員に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、令和６年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。
- なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法で現金支給しています。

(単位：千円)

対象役員に対する報酬等	支給総額（基本報酬）
	70,614

(注) 対象役員は、理事26名、監事８名です。

- (3) 対象役員の報酬等の決定等について
- ① 役員報酬（基本報酬）
役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって決めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。
- この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

2. 職員等

- (1) 対象職員等
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、令和６年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。
- (注１) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
- (注２) 「同等額」は、令和６年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注３) 令和６年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

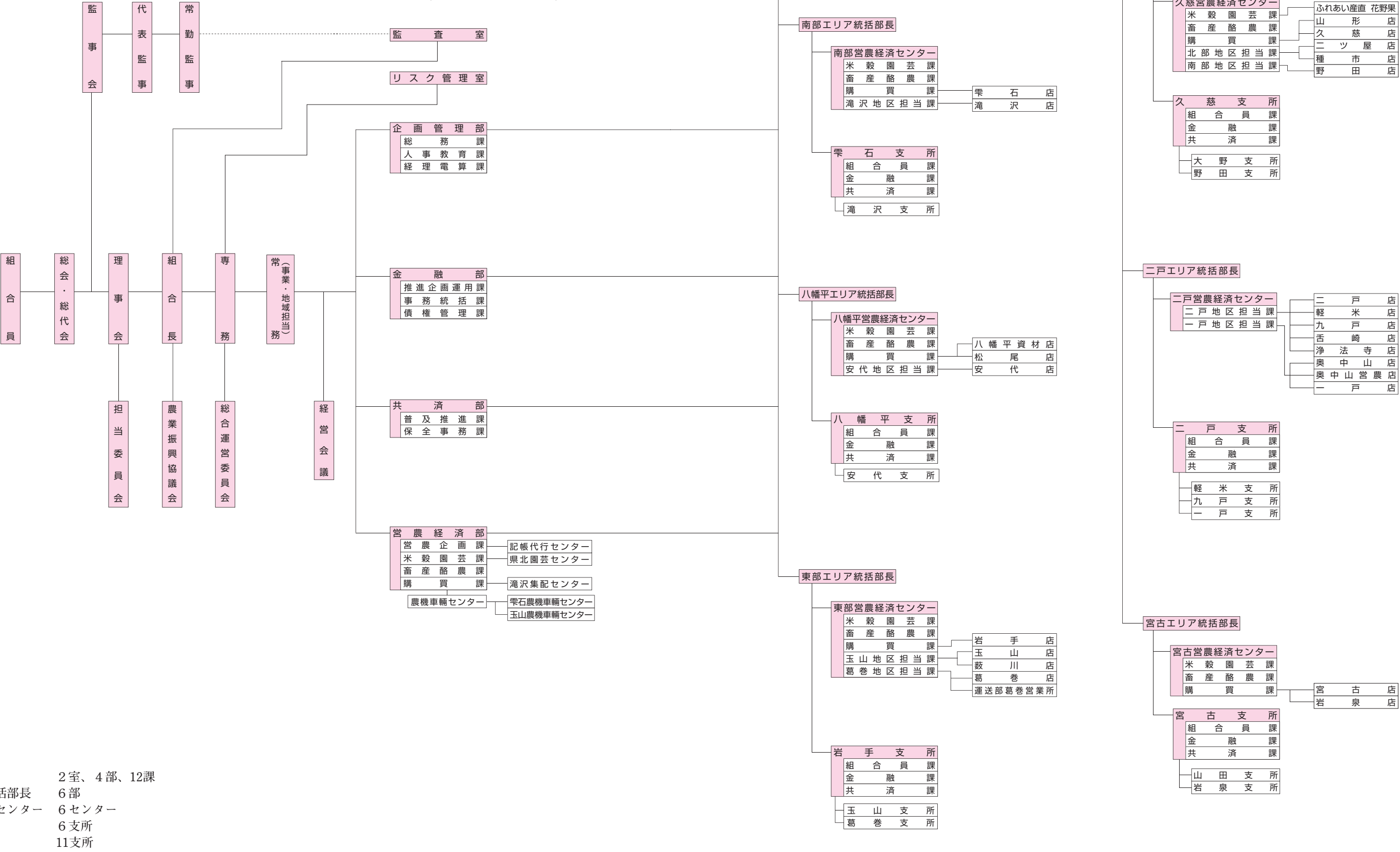
3. その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【JAの概要】

1. 機構図

(令和7年4月1日現在)



本所 2室、4部、12課
エリア統括部長 6部
営農経済センター 6センター
基幹支所 6支所
支所 11支所

2. 役員構成（役員一覧）

(令和7年6月1日現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	摘 要
代表理事組合長	苅 谷 雅 行	常 勤	有	実践的能力者
代表理事専務	細 川 正 文	常 勤	有	実践的能力者
常 務 理 事	宇 部 洋 吾	常 勤	無	実践的能力者
常 務 理 事	佐 藤 一 志	常 勤	無	信用事業担当専任（注1）
常 務 理 事	八重畑 修 一	常 勤	無	実務精通
理 事	西 野 誠	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	阿 部 剛 夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	佐 藤 清 悦	非 常 勤	無	
理 事	津志田 明 夫	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	辰 柳 慎 一	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	吉清水 秀 明	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	下 舘 進	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	滝 沢 和 博	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	石 倉 一 伸	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	合 砂 哲 夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	畠 山 栄 一	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	高 橋 栄 光	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	遠 藤 美江子	非 常 勤	無	女性、実践的能力者
理 事	菊 地 明 美	非 常 勤	無	女性
理 事	愛 木 稔	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	平 谷 東 英	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	藤 村 与志夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	松 村 勝 彦	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	橘 秀 子	非 常 勤	無	女性
理 事	北 村 卓 也	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	星 征 一	非 常 勤	無	実践的能力者
代 表 監 事	細 川 祐 貞	非 常 勤	—	
監 事	工 藤 正 幸	非 常 勤	—	
監 事	帷 子 修 一	非 常 勤	—	
監 事	遠 藤 光 広	非 常 勤	—	
監 事	上 山 則 夫	非 常 勤	—	
監 事	中 居 昭 彦	非 常 勤	—	
常 勤 監 事	高 橋 清 昭	常 勤	—	員外監事（注2）、（注3）
監 事	猪 原 崇	非 常 勤	—	員外監事（注2）

(注1) 農協法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。
(注2) 農協法第30条第14項に定める員外監事です。
(注3) 農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	16,662	16,147	△ 515
個 人	16,493	15,972	△ 521
法 人	169	175	6
准 組 合 員	23,340	23,555	215
個 人	22,641	22,861	220
法 人	699	694	△ 5
合 計	40,002	39,702	△ 300

4. 組合員組織の状況

(令和7年2月28日現在)

組 織 名		構成員数
水 稻 生 産 部 会 協 議 会	水 稻	3,431人
	水 稻 種 子	35人
野 菜 ・ 特 産 物 会 生 産 部 会 協 議 会	野 菜	2,230人
	菌 茸	175人
	果 樹	387人
花 卉 生 産 部 会 協 議 会		368人
酪 農 生 産 部 会 協 議 会	酪 農	310人
	牛 群 改 良 検 定	184人
	ヘルパー 利 用	223人
肉 畜 生 産 部 会 協 議 会	和 牛	1,007人
	肥 育	57人
	短 角	115人
そ の 他 生 産 部 会		388人
農 家 組 合		837組合
J A 青 年 部		251人
J A 女 性 部		2,007人
年 金 友 の 会		26,633人
共 済 億 友 会		841人
農 業 青 色 申 告 会		552人

当JAの組合組織を記載しています。

5. 地区一覧

(令和7年2月28日現在)

滝 沢 市	雫 石 町	八 幡 平 市	岩 手 町	葛 巻 町
盛 岡 市	久 慈 市	洋 野 町	野 田 村	普 代 村
二 戸 市	九 戸 村	軽 米 町	一 戸 町	宮 古 市
田 野 畑 村	岩 泉 町	山 田 町		

6. 沿革・あゆみ

平成9年	3月	新岩手農業協同組合設立
平成10年	3月	岩手町「水稻種子乾燥調整施設・野菜真空予冷施設」落成
平成13年	2月	新岩手和牛改良組合発足
	10月	当JAホームページ開設
平成14年	6月	米品質向上物流合理化施設「ひめかみ米ランド」落成
平成16年	1月	新オンラインシステム（JASTEM）スタート
	12月	給油所事業を全農へ経営委託
平成17年	2月	畜産酪農販売額130億円突破
	12月	本所事務所を滝沢中央支所建物内へ移転
平成18年	6月	女性参与3名が誕生
	9月	新岩手農業協同組合合併10周年記念式典
平成19年	10月	岩手北部地区JA合併協議会を設立
平成20年	5月	JA新しいわてを存続組合とし、JAいわてくじ、JA北いわて、JAいわて奥中山、JAみやこと合併
	10月	御明神・西山・御所支所を雫石中央支所へ統合し、移転
平成22年	5月	3年間で8億円の対策費「農業振興対策事業」創設
	10月	「JA新しいわて大収穫祭」を開催
	12月	「JA新しいわてTPP交渉参加反対緊急集会」を開催
平成23年	3月	JA新しいわて東日本大震災緊急災害対策本部設置
	10月	JA新しいわて震災復興支援イベント「こころひとつに がんばろう！岩手 収穫祭」を開催
平成24年	9月	第3回「JA新しいわて大収穫祭」を開催
平成25年	1月	「TPP断固反対！緊急集会」を開催
	7月	野田支所オープン
平成26年	5月	「くらし、食と農、地域を壊すTPP・EPAを許すな！TPP断固反対！岩手県総決起集会」参加
平成27年	9月	宮古市と「災害時における米穀供給に関する協定」を締結
平成28年	5月	JA新しいわて野菜販売120億円産地育成会
平成29年	1月	JA新しいわて誕生20周年記念式典および祝賀会を開催
	9月	全農米倉庫「結」竣工式
平成30年	2月	山田支所新築オープン
平成31年	1月	JA新しいわてふれあいの旅開催
	3月	金融移動店舗車「いいね号」出発式
令和元年	7月	久慈地域の寒じめほうれんそうが消費者庁に「機能性表示食品」として受理
	12月	奥中山地域のレタス生産者と宮古地域のブロッコリー生産者が国際水準のグローバルGAPの団体認証を取得
令和2年	6月	新型コロナウイルス感染症に伴う大学生支援（岩手県産米贈呈）
	11月	川井支所を宮古支所へ、田野畑支所を岩泉支所へそれぞれ統合
令和3年	1月	滝沢山麓支所を滝沢支所へ、田山出張所を安代支所へ、好摩支所を玉山支所へ、奥中山支所を一戸支所へそれぞれ統合
	3月	西根支所、西根北支所、松尾支所を統合し八幡平支所開所
令和4年	9月	八幡平市繁殖育成センター開所式
	9月	JA新しいわて・JA全農いわて戸配送出発式
	9月	令和5年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第12回全国和牛能力共進会
令和5年	9月	JA新しいわて二戸北部ライスセンター新築工事竣工式
	9月	令和6年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第1回りんどうサミット
令和6年	10月	JAやすらぎホール開所式
	11月	(株)JAライフサービス 新子会社発足式
	12月	奥中山高原レタス60周年記念大会

7. 店舗等のご案内

◇ 金融店舗一覧

(本支所18店舗/令和7年6月1日末現在)

店 舗 名	所 在 地	キャッシュサービスコーナーご利用時間			電話番号
		平 日	土曜日	日・祝日	
本 所	滝沢市鵜飼向新田7-76	—	—	—	019(699)3311
滝 沢 支 所	滝沢市鵜飼向新田7-76	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	019(684)2211
雫 石 支 所	雫石町高前田152	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	019(692)0111
八 幡 平 支 所	八幡平市大更第35-62	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(76)2311
安 代 支 所	八幡平市叭田70-2	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(72)3111
玉 山 支 所	盛岡市玉山区渋民字鶴飼1-1	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	019(683)2211
岩 手 支 所	岩手町大字五日市12-60-2	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(62)2161
葛 巻 支 所	葛巻町葛巻9-35-7	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(66)2444
久 慈 支 所	久慈市中央1-57	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	0194(52)1311
大 野 支 所	九戸郡洋野町大野8-47-2	8:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00	0194(77)2161
野 田 支 所	九戸郡野田村大字野田20-10	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0194(78)2151
二 戸 支 所	二戸市石切所字荷渡22-7	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(23)4351
九 戸 支 所	九戸郡九戸村大字伊保内7-25-1	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(42)3111
軽 米 支 所	九戸郡軽米町大字軽米8-56-5	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(46)2911
一 戸 支 所	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野2-5	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(33)3111
宮 古 支 所	宮古市宮町1-3-5	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0193(64)1800
山 田 支 所	下閉伊郡山田町中央町8-25	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0193(82)4355
岩 泉 支 所	下閉伊郡岩泉町岩泉字天間17-1	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0194(22)2311

JA新いわて全域地図

エリア別施設一覧（支所・営農経済センター・ATM一覧）

○南部エリア	
（滝沢市・雫石町）	
①	本所
①	滝沢支所
②	雫石支所
②	南部営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	滝沢市地域職業相談室
	介護支援センター「まごころ館」
	旧滝沢山麓支所
	滝沢市役所
	介護支援施設「ほほえみ館」
	旧西山支所
	Aコープ御所店前
	購買店舗雫石店前
	雫石町役場

○八幡平エリア	
（八幡平市）	
③	八幡平支所
④	安代支所
③	八幡平営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	旧西根支所
	旧田頭支所
	旧西根北支所跡地
	旧松尾支所
	旧田山出張所

○東部エリア	
（盛岡市・岩手町・葛巻町）	
⑤	玉山支所
⑥	岩手支所
⑦	葛巻支所
⑥	東部営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	旧好摩支所
	小屋瀬農村センター前
	葛巻生産資材店舗「くずまき楽農センター」

○久慈エリア	
（久慈市・洋野町・野田村・普代村）	
⑧	久慈支所
⑨	大野支所
⑩	野田支所
⑧	久慈営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	JAライフセレモ久慈葬祭センター
	十文字チキンカンパニー久慈工場
	久慈市役所山形総合支所
	旧種市支所
	道の駅 青の国ふだい

○二戸エリア	
（二戸市・九戸村・軽米町・一戸町）	
⑪	二戸支所
⑫	九戸支所
⑬	軽米支所
⑪	二戸営農経済センター
⑭	一戸支所
⇒	ATM設置場所
	二戸ショッピングセンター「ニコア」
	旧浄法寺支所
	旧奥中山支所

○宮古エリア	
（宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村）	
⑮	宮古支所
⑮	山田支所
⑰	岩泉支所
⑱	宮古営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	ひきめの里直売所
	岩泉町役場小川支所前
	「びはんストア」豊間根店
	旧川井支所
	旧田野畑支所

※番号が重複する施設は、同じ敷地内に存在します。